

## 1. 平成22年第6回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成22年9月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第125号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第126号 郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程5 議案第127号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第129号 郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について
- 日程8 議案第130号 平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第131号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第132号 平成21年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第133号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第134号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第135号 平成21年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第136号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第137号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第138号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第139号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第140号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第141号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第142号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第143号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第144号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第145号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第146号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第147号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程26 議案第148号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第149号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第150号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第151号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第152号 平成21年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程31 議案第153号 平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程32 議案第154号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程33 議案第155号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程34 議案第156号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程35 議案第157号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程36 議案第158号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程37 議案第159号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第160号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程39 議案第161号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程40 議案第162号 過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程41 議案第163号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）
- 日程42 報告第11号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程43 報告第12号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程44 報告第13号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程45 報告第14号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程46 報告第15号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程47 報告第16号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程48 報告第17号 平成21年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程49 議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣報告）
- 日程50 議報告第14号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成22年4月・5月・6月分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計等〕）

## 2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美
郡上市民病院 事務局長	猪島敦	国保白鳥病院 事務局長	日置良一
郡上偕楽園長	牛丸寛司	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まだまだ残暑が厳しいわけですが、さきの台風も郡上市にとっては被害がなく、ほっとしております。また、長期間にわたりまして郡上おどり、白鳥おどりも無事終了することができました。皆様方の御協力に感謝を申し上げます。

ただいまより平成22年第6回郡上市議会定例会を開会いたします。

本定例会の議案は39件、報告等が9件ございます。どうかよろしく御審議のほど、御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には7番 山田忠平君、8番 村瀬弥治郎君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る9月3日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日9月10日から10月5日までの26日間にしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月10日から10月5日までの26日間と決定をいたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

---

## ◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） ここで、開会に当たり、日置市長よりごあいさつをお願いいたします。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成22年第6回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成22年第6回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、まことにありがとうございます。

ことしの夏は、梅雨明け以降、記録的な猛暑に見舞われ、9月に入りましてからもまだ暑い日が続いております。特に先週土曜日、9月4日には、郡上市において39.1度と、全国1位の気温を記録いたしました。こうした異常気象に伴いまして、全国各地でいわゆるゲリラ豪雨などさまざまな災害が発生しており、一日も早い復旧を願ってやまないところであります。

ことし春、宮崎県で発生いたしました口蹄疫につきましては、先月の8月27日、宮崎県から終息宣言が出され、畜産業が重要な産業である郡上市にとりましても、とりあえず一安心できる状態になりました。感染防止のために大変御苦勞をされました畜産農家、関係機関の方はもとより、感染防止に御理解、御協力いただきました市民の皆様に深く感謝を申し上げます。また、それとともに、今回のことを教訓として、今後の予防策や危機管理に生かしていきたいと考えております。

それでは、今議会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第125号は、人権擁護委員候補者の推薦についての意見を求めるものであります。

次に条例関係でございますけれども、全部で4件ございます。

議案第126号は、郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてであります。市が実施する携帯電話等エリア整備事業において、鉄塔基地局整備に係る費用の一部に充てる分担金を電気通信事業者から徴収するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第127号は、郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める総務省令等の一部改正に伴い、規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第128号は、郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所設置許可申請手数料を改めるため、及び岐阜県事務処理の特例に関する条例に基づき市が処理する鳥獣の飼養の登録等に関し、登録料等の手数料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

議案第129号は、郡上市父子手当支給条例を廃止する条例についてであります。児童扶養手

当法の一部改正に伴い、父子家庭に対しましても児童扶養手当が支給されることとなったことから、これまで支給しておりました市単独による父子手当を廃止しようとするものであります。

次に、議案第130号から議案第153号までは、平成21年度郡上市一般会計から同病院事業等会計に至るまでの24会計の決算認定についてであります。齋藤代表監査委員と清水正照監査委員には、6月28日から7月23日までの期間に、17日間という大変長い日数をかけて、膨大な帳票のチェックから現場確認に至るまで、精力的に決算の監査を行っていただきました。まずもって、このことに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。議員各位には今議会において決算認定の御審議を賜りますが、慎重な御審議の上、何とぞ認定をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第154号から議案第160号までは、平成22年度郡上市一般会計予算ほか6会計の予算の補正をお願いするものでございます。

まず、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出では、岐阜バス荘川・八幡線の廃止に伴う郡上市コミュニティバス白鳥・ひるがの線運行費用に対する補助金といたしまして521万5,000円、長良川鉄道近代化整備事業の負担金といたしまして1,096万3,000円、携帯電話等エリア整備事業、これは八幡町小那比地内において2ヵ所行うということにつきまして2,520万円、予防接種事業、これは子宮頸がん予防のためのワクチン接種につきまして、市内中学2年生、3年生を対象にいたしまして、1人1回1万5,000円を限度といたしまして、今年度は1人につき2回分を助成するものといたしまして1,422万円、辺地対策道路整備事業、これは美並町の市道森下・赤小場線の改良に係るものでございますけれども、4,600万円、農地農業用施設に係る現年補助災害復旧事業2,200万円、同じく林業用施設の災害復旧事業4,830万円、同じく公共土木施設の災害復旧事業7,271万4,000円の追加計上等でございます。

一方、歳入では、ただいま申し上げましたような歳出の財源といたしまして、地方交付税3,616万8,000円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金4,849万9,000円、農地農業用施設災害復旧費県補助金1,400万円、同じく林道災害復旧事業県補助金2,734万5,000円、辺地対策事業債4,990万円、補助災害復旧事業債4,550万円の追加補正等が主なものであります。

以上、歳入歳出、今回それぞれ3億4,798万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に特別会計であります。

老人保健特別会計では、第三者行為、これは交通事故による損害賠償金等によりまして695万7,000円の増額、下水道事業特別会計では、新築住宅の排水管新設工事により1,000万円の増額、介護保険特別会計では、平成21年度介護給付費、地域支援事業費の精算によりまして

3,455万1,000円の増額、ケーブルテレビ事業特別会計では、地上デジタル放送デジアナ変換装置整備並びに基金積み立てによる3,413万9,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では、平成20年度及び平成21年度療養給付費、保健事業費負担金の精算による3,905万9,000円の増額、和良財産区特別会計では、郡上東中学校ピアノ購入に伴う一般会計への繰り出しによる74万9,000円の増額、これらをそれぞれ歳入歳出について行うものでございます。

次に、議案第161号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。市内四つの辺地におけます計画の内容を変更しようとするものであります。

議案第162号は、過疎地域自立促進計画の策定についてであります。明宝及び和良地域における総合的かつ計画的な対策を実施するため、平成22年度から26年度までの自立促進計画を策定しようとするものであります。

最後に、議案第163号は、物品売買契約の締結についてであります。消防小型動力ポンプ積載車4台をまとめて購入するものであります。

以上が本議会に提案いたしました議案の概要でございます。

このほか、財団法人郡上八幡産業振興公社等、第三セクターの経営状況に関する報告が6件、平成21年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつ並びに議案の提案説明といたします。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第125号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程3、議案第125号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） おはようございます。

それでは、議案第125号について提案説明をさせていただきます。

議案第125号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

委員の住所、氏名、生年月日でございますが、住所が郡上市美並町大原277番地、氏名が小森多美子さん、生年月日が昭和30年1月13日でございます。

この案件につきましては、現在、美並町の武藤義夫さんが12月31日をもって任期満了となります。そのために候補者として推薦をしたいということでございますが、武藤義夫さんにつきましては、平成20年の5月から22年の5月まで2年間、特に会長職として携わっていただき、大変御熱心に取り組んでいただいておりますが、もう少しやっていただきたいと思ったんですけれども、年齢75歳以上は再任できないということで、新しくこの小森多美子さんを候補者として推薦をいたします。

この小森多美子さんにおかれましては、経歴でございますが、平成20年3月に郡上市立の幼児教育センターみなみ園の勤務を最後に退職をされるまで、長年にわたりまして幼児の保育教育に携わってこられております。

以上で説明を終わります。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑がないようですので、ただいま説明のありました人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案に同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第126号から議案第129号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程4、議案第126号 郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてから日程7、議案第129号 郡上市父子手当支給条例を廃止する条例についてまでの4件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号から議案第129号までの4件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

それでは、議案第126号について説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第126号でございます。郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について。

郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例を次のとおり定めるものとする。平成22年



9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、市が実施する携帯電話等エリア整備事業において、鉄塔基地局整備に係る費用の一部に充てる分担金を電気通信事業者から徴収するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。新たに制定をさせていただきたいと思っております。先ほど市長から補正予算の概要の中でも御説明で触れられておりましたが、今議会におきまして、郡上市内で二つの鉄塔を建てて、携帯エリアの不感地域の解消を図りたいと考えております。郡上市はその整備事業につきまして、電気通信事業者から相応の負担金をいただくということで、今般これを上程させていただいております。

第1条が趣旨、第2条、定義、第3条、分担金の納入義務者、第4条、分担金の額、第5条、分担金の通知等、第6条、分担金の徴収方法、第7条、委任ということで、全部で7条の構成でございます。

第2条の定義にありますように、この条例において整備事業とは、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、市が国の制度を活用し、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業をいう。

第3条、分担金の納入義務者でございます。分担金は、整備事業により設置した無線通信用施設及び設備を無線通信の業務に使用する電気通信事業者から徴収するということにしたいと考えております。

分担金の額、第4条ですが、これは規定等に基づいて市長が定める額とするということでございます。

この条例をもちまして本事業を推進していきたい。それから、市の負担はありますが、事業者からも分担金を徴収して、市の負担を小さくしていきたいと、こういうふうな趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第127号について説明を求めます。

川島消防長。

○消防長（川島和美君） それでは、御説明させていただきます。

議案第127号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条

例を定めようとするということで、1枚めくっていただきまして、概要については、国の関係省令等の一部改正に伴い、火災予防条例の一部を改正するということです。

改正内容については3点になります。

まず1点目なのですが、対象火気設備の一つである燃料電池発電設備に固体酸化物型燃料電池が加えられたことにより、本市火災予防条例第8条の3第1項及び第2項の一部を改正するというものです。

2点目については、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、関係する火災予防条例を改正するというものです。

3点目は、住宅用火災警報機の設置の免除を規定している郡上市火災予防条例第29条の5に複合型居住施設用自動火災報知設備を設置する1号を追加するというものです。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例。

郡上市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第29条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(6)「第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき」ということです。

新旧対照表の方をごらんください。

第8条の3第1項で、アンダーラインの部分ですが、ここに新の方で固体酸化物型燃料電池を加えるということです。

次に、その下になりますが、この部分も固体酸化物型燃料電池を加えるということになります。

1枚めくっていただきまして、第29条の5第3号になりますが、この部分は「第3条第3項第2号」に改めるということです。

その下の第4号については、アンダーラインの部分ですが、「第3条第3項第3号」に改めるというところです。

3ページになりますが、5号の次にこの第6号を加えるということです。

以上で説明を終わります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第128号について説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第128号につきまして御説明させていただきます。

この改正につきましては、複数の部署の一部改正となっておりますので、私の方から説明をさせていただきます。

議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所設置許可申請手数料を改めるため、及び岐阜県事務処理の特例に関する条例に基づき市が処理する鳥獣の飼養の登録等に関し、登録料等の手数料を徴収するため、この条例を定めようとするということで、二つの内容になってございますので、お願いをいたします。

表紙をはねていただきますと、額の改正になってございます。これは後ほど新旧対照表で見させていただきますが、特定の屋外タンク、あるいは貯蔵所につきまして手数料を定めてございますが、今回、政令の改正に伴いまして、この手数料が、審査業務の効率化等が図られ、約9%引き下げられたということでございます。このタンクそのものが、いわゆる石油コンビナートといえますか、そういう貯蔵所、あるいは製造所等での案件でして、郡上市に直接関係する物件はございませんので、よろしくをお願いをしたいと思います。

また、県からの移譲に伴うものですが、1枚目の裏面に入れてございますが、県からの事務委任に伴いまして、鳥獣の飼養の手数料、変更の場合の手数料、それから再交付する場合の手数をそれぞれ新たに定めるということでございます。

それでは、新旧対照表の1ページを見ていただきたいと思います。

まず、危険物貯蔵所設置許可申請手数料の関係でございます。これは1ページからずうっと7ページにわたって設置許可に関係します項目が入ってございます。それで、新旧あわせて見させていただきますと、最初、ウですが、ここでは準特定屋外タンク貯蔵所につきまして58万円を53万円にということで引き下げるといことです。この準特定屋外タンクですが、容量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満ということで、ドラム缶にしますと2,500本、いわゆる500キロリットルですが、大規模なそういう施設ですので、郡上市にはこういう案件はございません。

その下のエの特定屋外タンク貯蔵所、これは1,000キロリットル以上のタンクにつきまして、以下定めておりまして、2ページを見ていただきますと、貯蔵最大容量が1,000キロリットル

以上5,000リットル未満につきましては90万円が82万円にということで、それぞれ貯蔵容量に応じまして額を今回引き下げて改正されてございます。

4ページを見ていただきますと、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所といたしまして、屋根の設備を持ったそういうタンクがあるということなんですが、その場合における審査の手数料が貯蔵容量に応じましてそれぞれ改正されるということでございまして、それから6ページを見ていただきますと、(カ)ですが、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所、こういう施設もあるようです。どうも地下部分にそういう貯蔵機能を備えて設置するタンクがあるということなんですが、これにつきましても、それぞれの貯蔵の容量といたしまして、数量に応じまして額がそれぞれ今回引き下げられるということでございます。

それから8ページを見ていただきたいと思いますが、今ほどは設置に当たっての許可申請の手数料でございましたが、ここでは完成検査前検査申請手数料という項目になってございます。こちらと同じように特定屋外タンク貯蔵所のそれぞれの検査項目といたしまして、検査部類に応じまして、それもその容量に応じましてそれぞれ額が決まっております、今回それが改正されるということでございます。この内容が8ページから12ページにわたって書いてございます。

そして最後のところですが、13ページを見ていただきますと、今度は特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査に係る申請手数料の項目がございまして、こちらの方も前の二つの手数料と同じように、それぞれの該当する貯蔵規模に応じまして額が今回改正になるというものでございます。

それから、16ページを見ていただきたいと思いますが、

13で今回新たに加えるものでございます。13. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務、このことが県から今回移譲になりました。そのことに伴いまして、1のところでは、法第19条第1項に規定する鳥獣の飼養の登録としまして、登録手数料1件につき3,400円ということで額を定めさせていただくということですし、2では同じく5項に規定する鳥獣の飼養の登録の更新、そのことにつきまして手数料を、額は同額ですが、定めるということです。また、3におきましては、同条の6項の規定によりまして、飼養の登録に係る登録票の再交付のことにつきまして、同じように同額ですが、定めるということでございます。

なお、施行につきましては、公布の日から施行するという定めでございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長(池田喜八郎君) それでは、議案第129号についての説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) おはようございます。

それでは、議案第129号を説明させていただきます。

郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について。

郡上市父子手当支給条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、児童扶養手当法等の一部改正に伴い、父子家庭に対し児童扶養手当が支給されることから市単独による父子手当を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、附則でございますが、施行期日、1. この条例は、公布の日から施行する。

経過措置、2. この条例による廃止前の郡上市父子手当支給条例第5条の規定により認定を受けた者に支払うべき平成22年7月以前の月分の父子手当の支給は、なお従前の例によるというものでございます。

なお、郡上市が行ってございました父子手当の月額が5,000円でしたが、これから改正されて行われます国の児童扶養手当の全額支給につきましては月額4万1,720円ということで、そのうち国が3分の1、市が3分の2ということでありますので、今まで市は5,000円の一般単独費を持っておったわけですが、この児童扶養手当の中で父子手当が支給されますけれども、月額4万1,720円のうち、市の方は約2万7,800円ほどを持ち出すというような形になっておりますので、よろしく願いいたします。対象につきましては、おおむね50名ぐらいが今対象でないかというふうに、月によっていろいろ変わってきますので、一概に言えませんが、現在のところ、50名の方が対象になるであろうということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました4件につきましては、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託し審査することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し審査することに決定をいたしました。

ただいまそれぞれの所管の常任委員会に付託しました議案第126号から議案第129号までの4件については、会議規則第46条第1項の規定により、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号から議案第129号までの4

件については、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

---

◎議案第130号から議案第153号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程8、議案第130号 平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程31、議案第153号 平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの24件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号から議案第153号までの24件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

なお、今回、一括提案ということで、さきの議会運営委員会で御了解いただきまして、その説明につきましては、別にお配りしております21年度決算総括表に基づきまして額等を読み上げ、御報告にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第130号 平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第131号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第132号 平成21年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第133号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第134号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第135号 平成21年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第136号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第137号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第138号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第139号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第140号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第141号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第142号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第143号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第144号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第145号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第146号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第147号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、

算認定について、議案第148号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第149号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第150号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第151号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第152号 平成21年度郡上市水道事業会計決算認定について、議案第153号 平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定について、上記について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経て議会の認定に付する。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、決算総括表を見ていただきたいと思います。議案番号、会計名、歳入決算額、Bのところですが、加えて歳出決算額のC、それから歳入歳出の差し引き、Dですが、ここを読み上げまして、御説明にかえたいと思います。

議案第130号、一般会計、319億297万1,456円、歳出310億2,162万8,187円、差し引き8億8,134万3,269円。

議案第131号、国民健康保険特別会計、歳入ですが、49億1,616万3,976円、歳出47億5,247万8,572円、差し引き1億6,368万5,224円。直営診療施設勘定分でございますが、歳入4億2,733万82円、歳出4億1,650万8,631円、差し引き1,082万1,451円。

議案第132号、老人保健特別会計、歳入ですが、1,121万5,168円、歳出1,093万8,244円、差し引き27万6,924円。

議案第133号、簡易水道事業特別会計、歳入でございます。13億5,000万6,850円、歳出13億2,543万9,698円、差し引き2,456万7,152円。

議案第134号、下水道事業特別会計、歳入でございますが、30億6,770万1,971円、歳出30億4,122万35円、差し引き2,648万1,936円。

議案第135号、介護保険特別会計、歳入でございます。33億5,742万9,449円、歳出33億2,287万6,813円、差し引き3,455万2,636円。

議案第136号、介護サービス事業特別会計、歳入でございます。6億9,348万3,696円、歳出6億7,990万1,987円、差し引き1,358万1,709円。

議案第137号、ケーブルテレビ事業特別会計、歳入でございます。8億5,441万9,423円、歳出8億469万2,212円、差し引き4,972万7,211円。

議案第138号、駐車場事業特別会計でございます。歳入546万1,398円、歳出433万4,832円、差し引き112万6,566円。

議案第139号、宅地開発特別会計、歳入でございます。6,324万8,644円、歳出6,309万7,842円、差し引き15万802円。

議案第140号、青少年育英奨学資金貸付特別会計、歳入でございます。1,394万8,142円、歳

出516万2,515円、差し引き878万5,627円。

議案第141号、鉄道経営対策事業基金特別会計、歳入歳出同額でございます。1,191万7,000円でございます。差し引きゼロ。

それから議案第142号、後期高齢者医療特別会計、歳入5億199万8,330円、歳出4億9,454万1,594円、差し引き745万6,736円。

議案第143号、大和財産区特別会計、歳入でございます。5,480万2,344円、歳出4,113万7,882円、差し引き1,366万4,462円。

議案第144号、白鳥財産区特別会計、歳入でございます。616万3,861円、歳出282万9,335円、差し引き333万4,526円。

議案第145号、牛道財産区特別会計、歳入でございます。1,604万7,796円、歳出330万5,333円、差し引き1,274万2,463円。

議案第146号、北濃財産区特別会計、歳入でございます。508万4,245円、歳出305万7,810円、差し引き202万6,435円。

議案第147号、石徹白財産区特別会計、歳入でございます。3,890万2,829円、歳出2,988万4,290円、差し引き901万8,539円。

議案第148号、高鷲財産区特別会計、歳入でございます。8,715万8,355円、歳出6,242万9,094円、差し引き2,472万9,261円。

議案第149号、下川財産区特別会計、歳入でございます。740万1,647円、歳出259万9,003円、差し引き480万2,644円。

議案第150号、明宝財産区特別会計、歳入でございます。3,277万8,474円、歳出2,109万3,267円、差し引き1,168万5,207円。

議案第151号、和良財産区特別会計、歳入でございます。1億1,097万2,708円、歳出8,722万3,095円、差し引き2,374万9,613円。

議案第152号、水道事業会計でございます。収益の部の収入でございますが、2億9,513万9,863円、支出でございますが、2億6,869万460円、差し引き2,644万9,403円。同、資本の部でございます。収入ですが、7,409万7,345円、支出が1億1,072万2,571円、マイナスの3,662万5,226円でございます。

次に議案第153号、病院事業等会計の収益の部でございます。収入ですが、37億354万5,187円、支出が38億5,836万5,988円、マイナスの1億5,482万801円。資本の部でございます。収入ですが、9,939万9,618円、支出が2億8,645万1,488円、マイナスの1億8,705万1,870円でございます。

どうぞよろしく願いいたします。



○議長（池田喜八郎君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員の審査報告をいただきたいと思います。

齋藤代表監査委員。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、平成21年度の決算審査報告をさせていただきます。皆さんにお配りしました報告書に基づきまして御説明をしたいと思います。

なお、詳細に当たりましては、意見書を2冊ほどお届けしていますので、また後日お読みいただければ幸いです。

それでは、御報告を申し上げます。

平成21年度の決算審査の結果につきましては、平成21年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成21年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりとなっておりますが、概要のみを御報告申し上げたいと思います。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、6月28日から7月23日までにわたり、清水監査委員と2名で実施をさせていただきました。

財政厳しい折、実質公債費比率が18%を超えたことから、公債費負担適正化計画により市債の新規発行額が抑えられています。各部署においては節約に努められ、その取り組みがあらわれていると認識をいたしました。今後の市の発展に必ず寄与するものと考えております。

それでは、一般会計、特別会計について順次御報告を申し上げます。

審査の方法及び審査の結果については、提出しております郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページのとおりであります。市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果も踏まえつつ、関係諸帳簿や証拠書類などについて、公正不偏の態度で審査を実施いたしました。その結果でございますが、関係法令、あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていたことを認めます。

審査の総括意見といたしまして、意見書の38ページに記載しているとおりでございます。

それでは、平成21年度の財政状況は、一般会計及び特別会計を合わせた決算総額の歳入歳出差引額が13億2,831万円、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,883万5,000円を控除した実質収支については12億947万5,000円の黒字となりました。前年度実質収支を差し引いた単年度収支では2億6,281万6,000円の赤字となっております。

一般会計の地方債の残高は、平成21年度に33億4,194万4,000円を借り入れ、6,028万5,000円の繰上償還元金を含めた元金の返済が51億3,195万3,000円となり、平成21年度末残高は17億9,000万9,000円減少しております。そして487億4,697万1,000円となった。これは、公債費負

担適正化計画により平成21年度地方債新規発行額を28億円以内とし、臨時財政対策債を除く新規発行額が20億9,200万円に抑えられた結果と私は思っております。

次に、財政分析の上で重要な指標となる普通会計の経常収支比率は、前年度の90%に比べて1.6ポイント減少し、88.4%となった。これは、郡上市定員適正化計画による早期勸奨退職の奨励と新規採用職員の抑制が進められ、人件費が減少したことが主な要因であると思われます。また、公債費比率も前年度の21.5%に比べ1.5ポイント減少し、20%となった。しかし、経常収支比率は80%、公債費比率は10%を超えないことが望ましいことから、本市の財政状況は非常に厳しい状況にあると言えます。

また、実質公債費比率が18%を下回るまでの間、地方債の新規発行を順次引き下げていくことは、市内産業に与える影響は年々大きくなっていくものと懸念されます。

基金の残高として、財政調整基金が1,982万7,000円積み立てられ36億3,937万5,000円となり、減債基金は、平成19年度から引き続き公債費負担軽減措置のため繰り上げ償還が実施されたが、1,110万3,000円積み立てられ5億8,380万8,000円となった。鉄道経営対策事業基金の7億100万円を除くその他の特定目的基金は、財産区の2億2,356万9,000円を合わせて46億8,159万6,000円となり、市単独としての基金は合計で89億477万9,000円となった。合併当初は、地方債の償還や財政状況の厳しさから基金を取り崩してしまうのではないかとということが心配されておりましたが、基金運用が適正に行われていることがうかがわれました。

次に、金融・経済危機による景気低迷で、市税全体では前年度を上回る1億5,108万7,000円減少しておりますけれども、地域雇用創出推進費などにより地方交付税が3億8,230万8,000円増額になり、国庫支出金が11億2,334万6,000円増額しており、結果としては、景気低迷による影響が郡上市としては少なかった反面、依存財源に頼る市の財政状況がうかがえる。市税の収入未済額が前年度に比べると3,701万1,000円ふえており、年々ふえる傾向にあります。不納欠損額も1,477万3,000円と年々減ってはきているものの、大きな額となっております。また、このような現象は、国民健康保険税、住宅使用料等にも同様に見受けられ、景気低迷の影響がこのような数字にあらわれていることが受け取れるが、今後とも慎重かつ厳正な取り扱いが望まれるところであります。

次に、平成21年度も多くの工事が発注をされ、さまざまな事業が実施されておりますけれども、合併時の新市建設計画の優先順位により実施されているものと思われます。現在の計画は、財政が非常に厳しい状況のため、各地域において計画が見直された経緯もあるが、合併して6年が経過したことから、いろいろな角度から検討され、郡上市としての優先順位も必要ではないかと思われます。その結果、今までの地域における進捗状況の大小に対する不満やいろいろなひずみが出てくるかもしれないが、何のために合併したか再度検証され、無駄のない総合的

な計画によって郡上市建設計画を進められることが必要と思われま

次に、保守管理などで多くの随意契約が締結されておりますけれども、随意契約の中身は、数社の見積もりによる比較や設備の状況などで、やむを得ず1社見積もりとなっているものがあります。ある程度、競争入札にできるものは切りかえていただくことが必要であり、随意契約の内容にもよりますが、請負率からいえば、経費削減の観点からも、もう少し価格交渉の余地があるのではないかと考えられます。

次に不用額でございますけれども、平成21年度一般会計の決算で8億3,224万6,000円と前年度に比べて1億3,193万7,000円増額しております。予算比も2.51%と決して低いものではございません。不用額が出ることは決して悪いことではないんですけれども、問題は不用額の中身であります。事務経費などの物件費を削減した結果の不用額であれば、財政上それだけ切り詰めたということにもなります。最小の費用で最大の効果を上げることが重要であり、前年度も同様の指摘をしておりますけれども、不用額の中身を再度吟味し、予算に反映されることを望むところであります。

次に財産区特別会計でございますけれども、財産区の管理運営に関する費用以外で公共事業等に使う場合は、行政実例に市の予算に繰り入れて使うことが正しいとしており、平成21年度は一般会計へ繰り入れて実施をされております。

財産区特別会計の管理については、支出の命令、金銭もしくは物品の出納保管では、今まで財産区管理会で行っていた4財産区のうち、2財産区が振興事務所で行うこととし、2財産区は管理会で検討中であります。また、今まで振興事務所で行ってまいりました5財産区のうち、4財産区は会計課で行うこととし、1財産区は検討中であります。今後、順次移行することを望むものであります。また、財産区を持たなかった地域も考慮し、市全体の一体性を損なわないように予算執行すべきだと考えております。

以上で平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見とします。それぞれに改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に尽力いただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、公営企業会計の病院事業等会計と水道事業会計について御報告を申し上げます。

審査の方法及び審査の結果につきまして、平成21年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の1ページに記載されているとおりであります。経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きまして、慎重に審査をさせていただきました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計について、若干個別の説明を申し上げたいと思います。

まず病院についてでございますけれども、意見書の13ページに記載されているとおりでござ

います。

平成21年度は、郡上市民病院、国保白鳥病院とも大きな施設整備はなく、郡上市民病院医師住宅の内装工事と外周舗装及び下水道切替工事と医療機器の購入などとなっております。また、公立病院改革プランに従って、今後の公立病院としての果たす役割や経営形態を見直すべき年となりました。

業務の実績について見ますと、郡上市民病院の年間の患者数は13万8,138人で、入院患者数は4万4,541人、外来患者が9万3,597人、国保白鳥病院の年間患者数は7万6,448人で、入院患者数は1万7,264名、外来患者が5万9,184人であります。入院患者は、郡上市民病院では前年度に比べまして2,369人（5.05%）の減少、国保白鳥病院は246人（1.45%）の増加であります。

年間病床利用率は、郡上市民病院が81.4%で、前年度に比べ4.3ポイント減少、国保白鳥病院におきましては78.8%で、前年度に比べまして1.1ポイント増加しております。また、国保白鳥病院の訪問看護ステーションの利用者が1,883人となっております。

次に経営状況を予算執行状況で見えてまいりますと、収益的収入は前年度と比べまして1億3,307万2,000円（3.73%）増加し、37億354万5,000円となっております。これは、白鳥病院の医業収益が増加したことが主な要因でございます。

次に収益的支出でございますが、前年度より2,746万1,000円（0.71%）減少し、38億5,836万6,000円となりました。国保白鳥病院の医業費用の支出の減少が主な要因ではなかろうかと思っております。

この結果、収益的収入は増加し、収益的支出が減少しておりますけれども、前年度に引き続き支出が収入を上回っているため、経営成績での当年度純損失は、郡上市民病院1億4,279万円、国保白鳥病院が1,203万1,000円となり、両病院とも前年度に引き続き赤字経営となっております。それにより当年度未処理欠損金は、郡上市民病院が7億6,541万6,000円で、前年度に比べまして23.7%ふえております。国保白鳥病院におきましては7億1,264万3,000円で、前年度に比べまして2.3%の増加となっております。

次に未収金でございますけれども、未収金の窓口負担が、郡上市民病院では前年度に比べて787万3,000円（26.1%）、国保白鳥病院におきましては171万円で18.6%減少しておりますけれども、未収金残高は年々増加しており、引き続き未収金の発生防止に努めるとともに、より一層の回収が可能となるような未収金の徴収体制の強化を図りたい。

次に、主な財務比率を見てまいりますと、固定比率は、郡上市民病院が828.57%で、前年度に比べ61.24ポイントの増、国保白鳥病院が818.09%で9.24ポイントの増となっております。両病院とも理想比率の100%を大きく上回っております。また、流動比率については、郡上市

民病院は281.8%と理想比率の200%を上回っているものの、国保白鳥病院は前年度に比べて18.46ポイント増加したが、148%と理想比率を大きく下回っている。これは一時借入金7,426万6,000円により資金の運用がなされているものであり、一時借入金に対する適正な措置を望むところであります。自己資本構成比率は、郡上市民病院が11.24%、国保白鳥病院が10.88%と、両病院とも理想比率の50%を大きく下回っております。これは病院の建てかえを企業債に依存したため、企業債の償還を完了するまでは、その抑制は望めないものと思っております。

次に、平成21年度は両病院とも赤字経営でございますけれども、白鳥病院につきましては、ことしに入りましてから経営状況が非常に改善されておまして、入院・外来とともに改革プランの目標値を超え、病床利用率もほぼ満床で、非常によい状況が出ておるようでございます。公立病院の経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している状況の中、さらに経費削減に努められるとともに、医師・看護師等の持続的な確保に努められたい。公立病院が果たす役割を再認識し、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努めるとともに、平成21年度からの公立病院改革プランに掲げる数値目標と実績を毎月検証されつつ、目標年度に経営黒字化を達成されるよう望むところであります。

以上、平成21年度郡上市病院事業等会計に関する審査意見であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で、市民には欠かすことのできない施設であります。私ども監査委員といたしましても、改革プランの内容と今後の運営に対する方針に関心を示すとともに、公立病院が郡上市の重荷とならないことを期待申し上げるところでございます。

続きまして、水道事業についての審査意見を申し上げたいと思います。意見書の28ページに記載されておるとおりでございます。

それでは御説明申し上げますけれども、平成21年度の業務実績は、前年度に比べまして、給水人口は239人減少し、1万4,879人となっております。地域別に見てまいりますと、八幡地域の給水人口が9,056人で95.98%、白鳥地域の給水人口は5,823人で83.07%となっており、どちらも若干下がっております。経営の安定化からも、特に白鳥地域での加入促進を行う必要があるのではないのでしょうか。

年間総配水量は221万8,446立米で、前年度に比べまして13万9,748立米減少している。年間給水量は166万1,748立米で、前年度に比べますと4万2,579立米減少となっております。

また、給水収益の根幹となる有収率は74.9%で、前年度に比べて2.6%増加し、八幡地域では70.4%、白鳥地域においては85%と向上し、両地域とも老朽管更新工事の結果がうかがえた。しかし、配水と給水の差が55万6,698立米あり、きれいにした水の4分の1程度が配水から給水までに無駄になっており、料金につながっていないということになっております。今後も、有収率を向上させることが管理費の節減にもつながるため、その対策について一層努力される

ことを望むものでございます。

経営状況については、総収益が前年度に比べて743万5,000円（2.55%）減少し、2億8,418万7,000円となりました。これは、八幡地域の給水収益が181万5,000円減少し、下水道関連工事による受託工事収益がなかったことが主な要因でございます。

総費用も前年度に比べまして809万8,000円（3.06%）減少し、2億5,611万4,000円となりました。これは主として、受託工事費が408万4,000円、支払利息が234万3,000円減少したことが要因でないでしょうか。

次に、事業経営の比較資料となる給水量1立米当たりの営業収益は、八幡地域が132円43銭、白鳥地域が129円66銭と、前年度に比べともにふえておりまして、営業費用は八幡地域が90円69銭、白鳥地域が178円78銭と、ともに減っております。1立米の水道水を給水することにより、八幡地域では41円74銭の給水利益となり、白鳥地域では49円12銭の給水損失となっております。八幡地域では、有収率を向上させることで営業費用が減少し、給水利益が増加したと思われまます。白鳥地域でも、普及率を向上させることで営業収益が増加し、給水損失が減少するものと思われまます。

八幡地域の当年度純利益は前年度に比べまして180万3,000円（4%）減少したが、引き続き4,288万円の黒字経営となっております。しかし、白鳥地域は前年度に比べ246万7,000円（14.3%）の赤字幅が縮小したが、1,480万7,000円の赤字経営となっております。

次に未収金でございますけれども、八幡地域が若干ふえたものの、白鳥地域が減ったことにより、全体では前年度同期に比べますと53万8,000円（7.3%）減少し、687万1,000円となっております。景気の低迷により徴収が難しいと思われまますけれども、未収金の回収に向けた対応を強化されたい。

次に、主な財務比率を見てまいりまますけれども、流動比率は理想比率である200%を大きく上回っているけれども、平成21年度に八幡地域で流動資産が増加したが、未払い金も増加したため、3,354.90ポイント減少し3,263.56%となりました。白鳥地域では、預金の増加に対し、未払い金の減少により流動負債が減ったため、503.5ポイント増加し1,464.52%となっております。

また、営業活動の成否につきまして判断する営業収支比率でございますけれども、八幡地域が0.69ポイント増加し147.39%に、白鳥地域におきましては、3.20ポイント増加し74.01%となっております。営業収支は少し改善されているかと思ひまます。

今後は、老朽化した施設、配水管等の更新などの水道施設の整備や、事業の統廃合及び災害に強いライフラインの構築などの長期的な事業が必要であり、多大な費用も必要となってくると思ひまます。

また、人口の減少に加え、市民の省エネ・省資源への意識が浸透し、節水意識の定着や節水機器の普及等によりまして、水需要が大きく伸びることは見込めず、給水収益は減少傾向で推移し、経営環境はますます厳しくなるものと予想されていることから、限られた財源の中、より一層の経費削減に努め、経営基盤の強化を図り、より効率的な事業を展開するとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められることを望むところであります。

以上が平成21年度水道事業会計に関する審査意見でございました。

最後に、一部意見として触れ、後にも報告されることになっておりますけれども、財政健全化比率等の審査も実施しております。前年度に引き続き、実質公債費比率が21.7%と18%を超えており、現時点では決して健全とは申し上げません。しかし、公債費負担適正化計画による市債の新規発行が適正に守られています。将来負担比率が156.9%であり、前年度より17.8%改善されました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率については数値としてあらわれておりませんので、財政破綻というような状況の数字は見当たらないので、心配はないと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 詳細な報告をありがとうございました。

膨大な量の審査並びに長期にわたり御苦労さまでございました。監査委員の御両名に感謝申し上げますとともに、敬意を表するものであります。

なお、指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただきたいと思っております。引き続き御協力をお願い申し上げます。

ここで、お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第130号から議案第153号までは、お手元に配付をしてあります議案付託表のとおり、一般会計歳入歳出決算認定については決算認定特別委員会を設置し、また、特別会計歳入歳出決算認定21件及び企業会計決算認定2件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号から議案第153号までは、議案付託表のとおり、一般会計歳入歳出決算認定については決算認定特別委員会を設置し、また、特別会計歳入歳出決算認定21件及び企業会計決算認定2件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し審査することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま各委員会に付託しました議案第130号から議案第153号までの24件につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。また、地方自治法第98条で規定されている

議会の権限については各常任委員会に委任したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、各委員会に付託しました24件については10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を各委員会に委任することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付をしました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く19名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時02分)

---

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時16分)

---

◎議案第154号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程32、議案第154号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) それでは、議案第154号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第154号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第4号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお開きください。

平成22年度郡上市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,798万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億5,359万2,000円とするでございます。

2項につきましては省略させていただきます。



地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるでございます。

それでは、6ページをお願いします。

第2表、地方債補正、変更でございます。ここで限度額を変えてございますので、お願いをしたいと思っております。

最初に、一般単独事業15億5,240万円を15億5,130万円に、その内訳でございますが、合併特例事業で15億4,000万円を15億3,890万円に110万円減額するということでございます。次が辺地対策事業4億1,570万円を4億6,560万円に、ここでは4,990万円増ということをお願いしてございます。それから補助災害復旧事業100万円を4,650万円に、4,550万円ふやさせていただいております。それから次が過疎対策事業6億7,780万円を6億8,020万円に、240万円ふやさせていただきました。合計で41億4,690万円を42億4,360万円に、合わせまして9,670万円増ということでお願いしてございます。

次に、9ページをお願いします。

歳入でございます。

最初に、10の地方交付税でございます。目、地方交付税で今回3,616万8,000円の増ということで、交付税から財源としてあてがわさせていただいております。

次、分担金の農林水産業費分担金で318万7,000円、このことにつきましては、説明欄に上げてございますように、災害復旧の関係での農地農業用施設災害復旧費分担金100万7,000円、林業用施設災害復旧費分担金としまして218万円でございます。

それから総務費分担金224万円、こちらは携帯電話等エリア整備事業ということで分担金を上げてございます。

次、手数料の衛生手数料でございます。3,000円、今回の条例の一部改正に上げてございますが、鳥獣飼養登録手数料ということで計上してございます。

それから国庫支出金の国庫負担金、災害復旧費国庫負担金でございます。4,849万9,000円、こちらは公共土木施設災害復旧ということで、河川、道路、橋梁等々での負担金でございます。10ページをお願いします。

国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金では180万6,000円、こちらは辺地共聴施設整備事業費補助ということで、共聴施設での国からの補助金でございます。

民生費国庫補助金846万2,000円、こちらは地域生活支援事業費補助金57万3,000円と、生活保護適正化推進事業補助ということで、セーフティーネット補助金でございますが、788万9,000円予定をさせていただきました。

それから衛生費国庫補助金227万3,000円、こちらは合併処理浄化槽の設置補助ということで、

清掃費補助金を予定してございます。

土木費国庫補助金、こちらは減額の840万円でございます。地域活力基盤創造交付金の事業調整によりまして減額をさせていただいてございます。

それから教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金を46万6,000円上げてございます。

次、県負担金の県委譲事務交付金で96万円、これは後ほど支出でも出てきますが、旅券の委託発行業務といいますか、事務に伴う県移譲の交付金でございます。

それから県支出金の県補助金、総務費県補助金で1,680万円、携帯電話等エリア整備事業の補助金の受け入れでございます。

民生費県補助金28万6,000円、地域生活支援の事業補助としてございます。

それから衛生費県補助金の保健衛生費補助金33万1,000円、難病患者等の居宅生活支援事業の補助の受け入れでございます。清掃費補助金の227万3,000円ですが、合併浄化槽の設置補助ということで計上してございます。

農林水産業費県補助金998万3,000円でございます。こちらの方は複数事業を予定してございまして、それに対応する補助金の受け入れということですが、最初に元気な園芸特産産地育成対策事業補助ということで、これは機械導入に関係するものですが、31万4,000円、岐阜県効率的乳用後継牛の確保といった支援事業で9万円、経営体育成交付金、よくある経営体の育成ということでの農業機器の購入の補助ですが、599万7,000円、それから農地利用集積事業交付金、こちらの方も担い手の経営者育成というような観点のものですが、40万円、それから農地制度実施円滑化補助金130万円、こちらの方は農地台帳等のシステム変更への取り組みというような補助金を予定してございます。それから林業費補助金188万2,000円、森林整備事業の補助ということで受け入れをいたしてございます。

商工費県補助金271万円、内訳としまして緊急雇用創出関係での基金事業補助が138万4,000円、それから地域子育て創生の関係での補助金を132万6,000円、合わせまして271万でございます。

災害復旧費県補助金4,134万5,000円、農地農業用施設災害の復旧関係で1,400万円、それから林道災害の関係で2,734万5,000円ということでございます。

それから県支出金の県委託金の総務費委託金、減額の359万円、こちらは基幹統計調査費委託金としてございますが、国勢調査の準備調査関係での委託の内定がございまして、減額してございます。

土木費委託金86万7,000円、こちらは県用地補償業務への委託料でございます。

12ページを見ていただきます。

財産収入の不動産売払収入980万円、これは森林資源循環プロジェクトという事業の取り組

みを今回上げてございますが、小那比の市有林での立木伐採に伴います売り払いをここに上げてございます。

それから寄附金の教育費寄附金16万8,000円、このほど特定寄附、東中学校の開校にということで御寄附をいただきましたので、またこれも支出のところ出てきますが、上げてございます。

繰入金の特設会計繰入金5,676万8,000円、ここで四つの会計へそれぞれ繰り入れを上げてございます。

それから、繰越金1,637万6,000円計上しました。

雑入150万円、これは中部グリーン電力基金助成金としてございますが、中部産業地域活性化センターという機関があるわけなんです、そこからの受け入れをしてございます。

それから市債で総務債が850万円、辺地対策事業債で610万円、過疎対策事業債で240万円。

土木債4,270万円、道路橋りょう債の合併特例債、こちらの方は減額の320万円、それから辺地対策事業債4,380万円、調整しまして4,060万円ということでございます。それから都市整備債が210万円、こちらは合併特例債としてございます。

それから災害復旧事業債ですが、4,550万円、こちらの方は公共土木施設災害、農地農業用施設災害、林業用施設災害、合わせましてこれだけ計上させていただきました。

次に歳出でございます。14ページをお願いしたいと思います。

まず企画費で2,196万4,000円の増でございます。ここでは需用費から公課費までの補正を上げてございまして、説明欄にその事業名を計上してございます。まずバス運行経費で195万2,000円でございます。これは、岐阜バスの撤退に伴いまして、美並地内の巡回バスを試験的に運行させていただくということでの費用の取り組みでございます。なお、一部、福祉バスで費用を計上したものをこちらへ組み込んでございますので、そちらは減額してございますので、後ほど御説明しますが、お願いいたします。それから地域振興事業でございます。245万円としてございますが、仮称ではございますが、明宝のもくもく市場開設ということでの実験的な取り組みをさせていただきたいということの費用でございます。それから地方交通対策経費521万5,000円、これは荘川・八幡線の廃止によりまして、バスの自主運行をするということでの費用でございます。それから長良川鉄道桜の名所駅づくり事業138万4,000円、それから長良川鉄道近代化整備事業1,096万3,000円、これは大和町の第一下万場踏切の改良をさせていただくということでの費用でございます。

次が情報管理費で2,700万6,000円、委託料から負担金で計上させていただいております。その内容としましては、携帯電話等エリア整備で2,520万円、これは小那比地内に2カ所、鉄塔の基地局を整備させていただくということ、それから辺地共聴施設整備事業180万6,000円、こ

これは八幡町五町の共聴施設に対するデジタル化への対応という補助でございます。

次が戸籍住民基本台帳費でございます。178万1,000円、賃金から備品購入のところで計上してございますが、来年の2月1日から旅券発行事務が県から事務委任といたしますか、市の方で対応するというに伴います経費でございます。

次、統計調査費の基幹統計調査費、減額の358万5,000円、報酬から役務費のところで計上させていただきましたが、国勢調査費で362万、委託金が決定してきまして、調整をさせていただくということと、農林業センサス調査ですが、新規に決まりましたので、3万5,000円ですけれども、上げさせていただいたということです。

16ページをお願いします。

社会福祉総務費、減額の81万1,000円でございます。報酬から公課費のところで計上をさせていただいておりますが、事業としましては、先ほど触れましたが、福祉バス運行事業の関係につきましては、企画費のところで改めて組ませていただきましたので86万5,000円の減額ということと、自殺予防対策の関係では5万4,000円追加をお願いするということです。

福祉医療費1,556万2,000円でございます。償還金、利子及び割引料のところで上げてございますが、福祉医療事務経費ということで上げさせていただきました。これは助成事業の精算による補助金の返還に伴うものということでございます。

それから障害者福祉費でございます。114万6,000円、委託料、扶助費で組んでございますが、地域生活支援、これは訪問入浴サービスの事業、それから同じく自動車運転免許の取得に関係します助成事業でございます。

次、生活保護総務費でございますが、791万円、役務費から備品購入費ということで上げさせていただきました。生活保護事務経費でございます。特にシステムの更新関係で事業を予定してございます。

保健衛生費の保健衛生総務費434万5,000円、需用費、備品購入費ということで、施設管理費ですが、美並の健康保健センターほか2施設の修繕と、石徹白では除雪機の購入を予定してございます。

それから予防費ですが、1,466万2,000円、負担金、補助と扶助費で計上してございます。予防接種、こちらは子宮頸がん予防ワクチンの接種経費ということで1,422万円、それから難病患者への日常生活用具給付ということで44万2,000円ということです。

次が環境衛生費1,057万6,000円でございます。負担金、補助のところで上げてございますが、合併浄化槽の設置補助で、ここでは5人槽、7人槽、10人槽、3種類ございますが、15基予定をしてございます。

次、18ページ農業委員会費でございます。170万1,000円、需用費から負担金、補助のところ

で上げてございます。農地制度実施円滑化、これは農地台帳のシステムですが、こちらの方と、農地利用集積、これは40万円でございますけれども、計上をしております。補助金でございます。

それから農業振興費710万6,000円、負担金、補助のところでは上げてございます。三つ事業、元気な園芸特産、経営体育成交付金、それから園芸作物振興施設整備ということでの事業でございます。

農業施設費41万1,000円でございますが、負担金、補助、これは交流施設管理費としまして、これは油坂のさくらパークでございますが、施設修繕への、指定管理者への補助といえますか、負担でございます。

それから畜産業費9万円です。優良家畜導入ということで上げさせていただきました。

林業振興費1,560万円でございます。役務費から負担金、補助のところでは上げてございますが、森林資源循環プロジェクトということで、小面積の山林の皆伐について、架線等を利用した集積について、具体的にモデル地区として取り組み、研究を進めたいといった内容のものでございます。こちらが1,300万円、それから市産材住宅の建設支援ですが、260万円ということで、当初の予定よりも該当物件といえますか、申請が多く出てきておまして、それに対応するものでございます。

それから林道費ですが、70万円、これは治山対策で事業の追加によるものでございます。

商工振興費につきましては、事業のところでは組み替えをさせていただいております。

それから観光施設費534万2,000円、これは工事請負費で上げてございまして、大きなものは、道の駅古今伝授の里やまとの駐車場ですが、こちらの舗装を予定しております。

土木費の土木総務費ですが、こちらの方は財源の調整でございます。

次、20ページを見ていただきまして、道路維持費ですが、390万円、沿道林修景ということで、追加をして実施させていただきたいということでございます。

道路新設改良費4,290万円でございます。委託料から補償、補填のところでは計上してございますが、辺地対策道路整備事業、これは森下・赤小場線の関係ですが、その改良、それから地域活力と、その下の道整備交付金事業につきましては内定といえますか、事業の確定によりまず調整ということでお願いをします。

それから都市計画費の都市計画総務費でございますが、230万円でございます。こちらはまちづくり交付金事業ということで、事業量の追加といえますか、増によりましてふやさせていただきます。

中学校費の学校建設費321万1,000円でございます。これは統合の東中学校の整備ということで、ピアノの購入と応接セットの購入ということで、備品購入費で上げてございます。また、

財源につきましては一部調整をさせていただいております。

それから幼稚園費でございますが、200万円の増ということで、幼稚園就園奨励事業ですが、限度額の改正がございまして、ふやさせていただきました。

社会教育費の社会教育施設費253万でございますが、工事請負費で上げてございまして、文化センターの便器の洋式化といいますか、一部洋式対応させていただくという費用でございます。

次が災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧費ですが、2,308万でございます。こちらは需用費から原材料費のところを上げてございますが、現年補助災害、それから単独災害ということで、それぞれ対応するものでございます。

22ページを見ていただきまして、林業施設災害復旧費5,225万でございます。需用費と工事請負費で計上してございまして、こちらも前者と同様、現年補助災害復旧、それから単独によります災害復旧、その両方に対応するために計上させていただいております。

それから、公共土木施設災害復旧費の費用でございます。8,430万4,000円、需用費から工事請負費で、こちらも公共土木施設災害に対しまして、現年補助分と単独の災害復旧ということに取り組ませていただく費用でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 説明書の方でちょっと、一覧表を見たんですが、1ページ目の一番下の県補助金というのが書いてありますが、この説明欄では国庫補助金となっております。これは国庫補助金が県を回ってくるということなのか、ちょっとわかりにくいので、ここと、その次のページにも同じく2カ所ほどありますが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、5ページ、携帯電話等エリアの整備事業です。上から5番目ぐらいですか。国の補助がありますので、市と、それから業者の分担金でやっていくということなんですが、この2カ所は、戸数で言うと、説明書には8戸とか3戸というように、非常にわずかな人数なんです。それでお聞きしますと、中には室内の線を張るだけで十分というか、それで通用するところもあるというようなことも聞きましたし、それから、あれは宇留良やったかな。宇留良では十数戸あるようですが、ここもやったと。ここは業者がやりましたというようなことの説明を聞いたので、少ないところは、とても業者の方ではその負担ができない、ペイできないということですか。そういうことでこうなっておるんやと思うんですが、宇留良のような少人数の

ところでも一応やれたということですね。もっと住民の戸数の多いところでは、業者は十分ペイできると、それでやっていけるということやと思うんです。郡上はあと7カ所か8カ所やったかな。まだそういうところがあるようやもんですから、せつかくなので、今後のこともありますので、その辺の判断ですな。どうして宇留良はできてあとはできなんだのか。向こうもちろん、そういう経営上の都合で言うんやと思いますけれども、もっと有利なところもたくさんやっているんだから、あとわずかですから、何とかもうちょっとやれんかというようなことや、あるいは個別の配線についてやれるんじゃないかというようなことや、こういうことについて、恐らく交渉されたかもしれんけれども、そういう説明をしていただきたいというように思います。

もう1点、次の6ページですけど、子宮頸がん予防ワクチン接種ということで、議会の要請もあって、早速に取り入れられたということで、大変いいなというように思ったんですけども、最近、八幡の地域審議会の中で、このワクチンについては副作用もあって心配する声も出ておるといようなことをお聞きしたもんで、私もちよっと調べたんです。まだはっきりはわかっておりませんが、接種後に死亡した例が幾つかあると。それから、きょうの新聞でしたか、きのうでしたか、指導上、どうしても中学生ぐらいが対象になるということで、性交渉をした人にはあまり効果がないというように、指導する場合にいろいろ問題があるんじゃないかというように、それから、私、県の方からちよっとお聞きをしてもらったんですが、まだ詳しく調べていない、今ちよっとファクスが来たので見ますと、やはりまだ始まってからわずかしかないもんで、その検証がされているとは言えないと。だから、今後よく見ていかなければいけない。それから、どうしても接種したからそれでいいのではなしに、子宮頸がん検診をきちんとやるようにというように指導があったというようにお聞きをしました。ですから、これは実施する場合には、当然のことですけれども、市としてもそういった点を調査されてPRをしていく必要があるというように思いましたので、その点についてもどの程度、わかっていることがあれば、ちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの件、お答えをいたします。

初めに、この携帯電話等エリア整備事業というのは、まずこれは国の総務省の事業でございます。郡上市としても、この国の事業に対しまして、いわゆる不感地区の解消に向けての取り組みを国の事業でもって取り組むということにしております。もともと県単でもこれに対する上乘せがありました。現在はこれがありません。したがって、これは簡単に言いますと、県を経由して来るというもので、県から郡上市の方にこのお金が流れてくるということでこういうふうな表現になっておりますので、国の事業を活用させていただいておるといことで御

理解いただきたいと思います。

それから、財源的に言いますと、これは全体事業費が2,520万ですが、この中で、まず国から3分の2を補助していただけます。これは2基分でいきますから1,680万、残りが郡上市の地元負担で3分の1、840万になります。このうち辺地債で対応させていただけるということで、45分の11を適用させていただきまして、610万円という計上を先ほどしておりますが、ということですし、それから、冒頭、条例で分担金徴収条例というものを御提案させていただいておりますが、その分担金でもってNTTドコモからいただくお金が224万という金額になります。したがって、例えば、辺地債のうち、80%が交付税措置されるということになりますので、今般のこの事業におきまして、2,500万余の事業の全体に対しまして、実質、市の負担は72万円程度と試算をしておるところです。

こういうふうな有利な制度事業を使いながら、不感地区の解消をしたいというふうに考えておりますが、現在、市内の携帯電話の不感地区というのは、集落ということでいきますと、7集落ということで今把握を情報課の方ではしております。その中で今般この地区を選ばせていただいたのは、大峠トンネルがつい先般、開通をしまして、そういうふうな基盤的な整備に伴いまして、現在、小那比の西部地区の三ツ谷8世帯、それから河内の地区が3世帯であります。ここをまず順次やっていくということで上げさせていただいております。この7集落につきましては、来年度以降も計画的に制度事業に充てていただけるというところ、あるいはNTTの基準に合うところから順次対応させていただきたいということを考えております。

そこで、ドコモとして鉄塔基地局を整備する場合にどういう基準があるかということになりますけれども、一つは、光ケーブルを必要としない場合には集落の人数が50人以上、光ケーブルの整備を伴う場合には集落の人数が150人以上、さらに、この携帯電話等エリア整備事業、国の制度事業が使える場合は、集落の人数が16人以上ということになります。今回の2地区につきましては、第3番目の本事業を活用した形でのNTTドコモさんの基準に合致させていただくということでの交渉がなったわけでありまして、そういうことで今後とも取り組んでいきたいと思っております。

要するに鉄塔基地局の整備だけでこれだけかかるわけですから、郡上市もこれができるのは、国の補助事業と、それから起債のおかげだと思っておりますが、これが全く単独で民間事業でやるとなると大変なことであると思っております。したがって、こういう制度事業とタイアップしながら進めていかれるんだというふうに考えておりますし、郡上市としましては、集落以外のところの小川峠とか、さまざまな峠等につきましてはこの事業が使えないということがありますから、過疎の計画の中でできるだけ拾えるものは対応していきたいとして考えております。



あと、個別に集落の基準に達しない場合で、それから屋内のアンテナ等の増設によりまして対応できるというところについてはそういうこともされておるといことですので、さまざまな手段を用いながら、順次解消に取り組んでおるところであるといことと、取り組んでいきたいといことですので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 子宮頸がん予防ワクチンの今回補正を上げさせていただきました。今、野田議員からもいろいろ御質問がございましたけれども、るる3月、6月の議会でもいろいろこの話題が出ておりましたので、その辺は省略させていただきますけれども、その中で、市としても慎重にこの事業についての検討をさせていただきました。それから、今お話がありましたように、ワクチンにつきましては、100%といことよりも、万が一といことはいわゆる副反応でありますとか、副作用といこととも考えられるとい中で、まだこの子宮頸がんのワクチンが国においても定期予防接種じゃなくて任意の接種であるといことで、その辺については若干そういうことも危惧されておる部分で、まだ定期接種になっておらんといことでもあるんでないかなといふうには思っておりますが、ただ、国の動きとしましては、最近の新聞紙上にも出ておりますように、国としては150億とい特別枠の中で、子宮頸がんのワクチンと検診の両輪といことで推進をしていきたいといことを言われておりますので、恐らく国の方の動向も、見ておますと、そちらの方に動いておるといふうに感じてはおります。

今回補正を上げさせていただきましたけれども、実施につきましては、おおむね12月ぐらいといふうを考えております。何でもっと早うできんのかと、こういうような御指摘もあろうかと思っておりますが、ただいま言われましたことを含めまして、例えば保護者の方々でありますとか、医師会を通じまして、ワクチンのいわゆる説明をしっかりとやっていかんと、間違った方向でとらえてしまっても、これは今、対象にしておます中学校2年生の方、ことし補正でしたので、3年生の方も該当しておますけれども、誤解があつてはいけないといことでありますので、よくよくそういう説明をしっかりとしていく時間が欲しいといこともございますし、それから、それが指導上といいますか、健康福祉部局だけではなかなかできませんので、教育委員会とも連携をとりながらやっていきたいといふうには思っております。

それから、現在、既に六つの郡上市内では医療機関でこの予防接種ワクチンをやってみえます。まだたくさんの方が打ってみえるかどうかまではちょっとつかんでおりませんけれども、ですから、そういう方々もおりますので、今回については、この4月にさかのぼって既に打たれた方にも適用していきたいといようなことを思っております。

それから、まだこのワクチンができて、去年認可されたばかりといことで、認証期間が非

常に短いということで、まだ症例も少ないという中でのことでありましたが、ただいま御説明をさせていただきました理由でもちまして、今回、市の方としては、この補正でやっていきたいということでございます。

最後に、検診の話が出ましたが、国もそういうふうに言っておりますし、我々も今までの一般質問されました答弁の中で、単にワクチンを打てばすべて解決するという問題ではございませんし、このワクチンは御承知のように16型と18型に効果が効くということでございますので、検診のことは非常に大切でありますので、市の方も両輪含めて、検診の方もさらにお願いをしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） ありがとうございます。

先ほどの携帯の受信の方ですが、僕が一つお願いしたかったことは、向こうの言うままで人数がある、そのとおりやるしかないんかと、もうちょっと交渉はできんのかということやったもんで、今後もあるもんですから、そういうことは大きな相手に対して我々ではなかなかということがあると思いますけれども、そういう理屈でいうとどうもあれやなということと、さっき、たしか6割とか8割と言われたな。610万か。その8割という、480万ほどになるわな。たしか72万ほどの実質あれやという話やったけれども、計算がおかしいのかな。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ちょっと説明が悪かったと思います。すみませんでした。

まず、全体の事業費が2,520万ですけれども、国が3分の2ですから、これが1,680万円、先ほど国からいただけると。それから市が840万と言いましたが、このうちで辺地債に充当させる金額が610万です。NTTさんからは224万、これは45分の4という割合がありまして、まずこれを分担金として求めるということになりますので、その残りが610万円です。610万円の中の交付税に措置される額が8割というふうになりますと、488万ですから、後年度に措置されるということです。したがって、610万から488万を引きますと122万になります。この金額から、さらにこれに対しましても通信事業者に対して、NTTに対しまして45分の1相当の56万をさらに求めることにしておるわけです。要するに、当初の分担と市の方で起債をしたものの中の交付税措置されない部分の45分の1というのをもう1回そこで分担をしていただくということをもちまして、市の実質負担が66万になるという計算であります。したがって、今、野田議員の御指摘のように、業者、会社に十分な負担を求めよと言われてましたが、今般の事業におきましても、合計で280万ほどは、この2地区に対しての仕事がされるということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。まだほかに質疑……。

（発言する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 今、質疑の途中でございますが、昼食の時間が来ましたので、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時を予定しております。それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 0時01分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） そうしましたら、三、四点質問したいと思っておりますが、まず歳入についてであります。7月以降の豪雨災害による災害復旧事業がそれぞれ認定をされまして予算計上がされておりました。負担金等々の予算が計上されておるわけですが、現在、計上されておる負担金の基準というのは、通常災の形で根拠が持たれながらやる予算計上がされているというふうに一応思っておるんですが、御承知のように、国の方で今回、農林災害、いわゆる農業災害、林業災害については激甚指定というような報道もありまして、若干そういう点の期待があるわけですが、そういった点の歳入に関する見通し、あるいは現状のような形でいくのか、激甚指定があることによる若干の調整があるのか、その辺の見通しがあれば教えていただきたいということと、もう一つは、公共土木については激甚の対象外というようなことで、県の方におかれましては、国に対して何とか激甚指定というような要請がされておるようではあります。国と県との関係でありますので、市の方としては直接そういった点については関与はできないかもしれませんが、要請としてはそういう要請はしてあるというふうに思いますが、その辺の見通しがあれば、現状で結構でございますから、お知らせをいただきたいというふうに思います。

それから歳出について、説明資料の方が細目がございますので、それに基づいてちょっと質問したいというふうに思うんですが、一つは、長良川鉄道の主要駅に対する桜の名所づくりというようなことで若干の予算も計上されておりますし、これは事前の勉強会等におきましてもそういうようなお話がございまして、勉強としては、どういう形でどこの駅にどの程度というようなところでお聞きしたわけですが、その折にも若干指摘があったと思うんで

ありますが、ああいう植栽につきましては、植えればいいと、それで終わるということではございませんし、だんだんもちろん成長はするわけでありますから、それに基づくところの管理だとか維持だとかということについては、いろんな意味で今までの例の中でも支障があって伐採したとか、あるいは枝を払ったとかというような不測の内容も伴う内容がございまして、ただ花が咲けばいいというようなものでもございませぬので、そのスパンの点についても、5メートル間隔というようにお話がございましたが、私も若干、そこらあたり、ちょっと興味を持ちまして見ておるんですが、関も今度、名所づくりという意味で発表しておりましたが、そこらあたりはいろんな基準があったと思うんですが、私が見る限りにおいては、成長する木が支障のないようにということになりますと、あまり密植というのが果たしていいのかと。あるいは、てんぐ巣病というんですか、最終的には木がいかれてしまったというようなこともあるわけでありまして、そういうある面のリスクもあるわけでありますので、その辺については、特に近隣の皆さん方の御理解というものがあつた面ではないと、ただ一方的に植えたら、植栽の維持管理等が全部行政と、あるいは長良川鉄道とかいうことになりましてはかえって負担になるような思いがありますが、その辺の見通しにつきましてどういうことになっておるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、旅券を権限移譲といいますか、業務移譲といいますか、そういうことによる利便性の確保という意味においては、郡上市において県から移譲を受けて業務をするということになります。これも我々といいますか、一般としてなかなか初めて聞く名前がございまして、今まで水曜日にその出先において1回授受があつたようでありまして、そういうものが毎日、365日とは言いませんが、業務ができるのかどうか。あるいは、やるとすれば、具体的には支所でやるのか、本所でやるのか。あるいは今まではパスポートの授受については、県庁へ行くか、出先で週に1回やるか、そういうことがあつたようでありまして、支所が郡上にはたくさんあるわけでありまして、そういうところでも可能なような体制に利便性が確保されるのか。その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、長良川鉄道の方の遮断機の件であります。これは大変緊急なことでもございませぬし、あくまでも長良川鉄道の事業サイドとして事業が図られておることによって、負担金という形で郡上市がそれに補てんをするという趣旨なんです。若干この点について一般質問を準備しておるものですから、あまり深くはできませんが、いずれにしても、昨年10月ですね、非常に悲惨な事故が発生したと。非常に有能な若い女性の死亡事故があつたと。大変衝撃的であつたわけでありまして、そういうことに対して、どういう事由からしる、やっぱり災害があつたということは事実でありますし、どちらに責任があつたかということについては、それはいろいろな意味があろうかというふうに思いますけれども、そういう事案に関しまして、一

つは、被害者といいますか、被災者といいますか、そういうところのケアといいますか、フォローといいますか、そういった点が大変、普通心配なわけです。お子様も小さいとか、いろんなことがあるわけでありますから、そういった点については、鉄道事業としては所管外だというふうにある面では言えるかもしれませんが、過失的には鉄道の側においては何らの過失はないと。運転手の注意義務も正当であったということで、仮に言いますと、何の責任も鉄道側にはないということでございますと、それならば、そういう被害者についてはどういうフォローが実際あるんだろうかというような点で若干の心配があるわけでありますが、その辺が、市長は社長でもありますので、そうした事故発生の所在については、長良川鉄道としての判断としてはどういうふうになるだろうかと。例えて言うと、そのことによる延滞とか遅滞とか、お客様に迷惑がかかったというようなことに対する損害賠償もできるわけですね、過失の度合いによりましては。そういうようなことについてはどのような措置が仮にされたのかというようなことが経緯としてあれば、御承知の点があればお知らせをいただきたいというふうに思います。あとのことは一般質問でやりますので、これ以上触れません。いや、あそこは第3種の踏切ですよ。まあ、そのことは触れておきたいというふうに思います。

あと残りの点ですが、一つは、6ページの中にある例のさくらパークの給湯器凍結・破裂の修繕というのが6台、数も明記しておるんですが、これはどういう事情でそういう事態が起こったのか。いつの時点でこれはあったことなのか。いわゆる去年といいますか、去年からことしにかけての冬期、冬の間ですね。それで起きてしまったことなのかどうか。そのことは、どこにどういう事情があったのかと。異常に冷気が来て、予期せぬ出来事として起こったのか。あるいは、通常の工法において、そういう寒冷地における使用そのものが適切であったのかどうか。あるいは、そういうものの維持管理の上において遺憾な点があったのかどうか。そういうことの厳密性の中で、指定管理になっておるわけでありますから、その辺の協定の中にも基づいた形でやられないと、一方的にはぜたと、これはそっちでやってくれというようなことで受けて立ったということでは、ちょっと他の施設のことと考えては遺憾な点が出る。そういう心配もありますので、そういうものの発生した、あるいは保証期間というものがあればそちらで対応してもらえないはずですが、そういうものも全くなかったということで、いわゆる給湯器ですから、これは電気機器になるかもしれませんが、そういう場合の工事保証の期間は過ぎておって何ともならなんだというようなことなのかどうか、ちょっと事情があれば御説明をいただきたい。

以上の点、質問しますので、よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、順次、答弁を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、金子議員の質問にお答えをいたします。

まず災害復旧の関係でございますが、今回、補正で上げさせていただいております災害の補助率の関係ですが、これにつきましては通常の補助率で算定をいたしております。公共土木ですと3分の2、それから農地、あるいは林道ですと65から50%、物によって65と50ということがありますけれども、65から50で計上をしております。それから激甚の関係ですけれども、先般、閣議決定がされておりますけれども、まだそれが具体的に決まってくるのが恐らく年明けになろうかと思っておりますので、それが来た段階で、議会に対しましては3月の補正になろうかと思っておりますが、財源の振りかえをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、その激甚につきましては、農林業施設が指定されたわけですが、県下でいきますと、農林業施設関係が11億2,000万円ぐらいの被害、それから公共土木につきましては32億5,000万弱というふうに聞いておるんですけれども、農林業施設につきましては、通常の災害と言いますと語弊がありますけれども、通常に比べて多かったと。公共土木につきましては、その範囲内ということで、基準に届かなかったということで、農林施設は激甚、それから公共土木については通常の補助率が適用されるというふうに聞いております。

要望等につきましては、国に対しては県の方でやっている関係で、市から特段、要望書を上げるとかということはありませんけれども、県の状況を見ながらというふうに考えております。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 旅券事務の移譲の件でございますが、開設というか、移譲を受ける予定年月日が平成23年の2月1日、これは中濃地区のほとんどの市町がそのような予定で今事務を進めているところでございます。

それから、事務の所管は市民環境部の市民課の方で行います。

それから開設場所でございますが、本庁のみということで行います。本庁の現在、戸籍住民のカウンターの窓口の横、税務課寄りのカウンターをちょっと改修しまして、そこに設けるということで対応をする予定で計画しております。

それから日時でございますが、月曜日から金曜日の平日、9時から17時ということで予算計上を賃金としておりますが、これも今、県との協議をしている中で、ほかの市町も、ほとんどこも同じそういう形でやっておりますので、その方向で、財政的には非常にその分、持ち出しもふえますけれども、その方向で今検討の協議をしております。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 金子議員の御質問の中で長良川鉄道桜の名所駅づくり事業について御説明させていただきます。

この事業は、長良川鉄道の営業の中で非常に企画物もやっておみえですし、さまざまなお取り組みがあるわけですが、郡上地域、特に佐藤良二さんのお取り組みもあります。桜の郡上ということがありますので、特に市長からも、桜でトンネルをつくり、そしてその桜のトンネルを長良川鉄道が走るようなところができんであろうかと、このような構想がこの春、ちょっと御指示がありました。長鉄の常務、あるいは専務も御一緒になって相談をしまして、実際に長良川鉄道に乗車をして、そういう場所があるかというふうなことを探しながら、あるいは国道沿線もそうですけれども、既に十分桜が立派に咲いているところもあるわけです。確かに期間が非常に短いという問題もありますし、それから木ということですので、今植えて、20年後、30年後にどうなるかと、こういうことが非常に大事ですので、結果的には、現在の計画では郡上八幡の駅、郡上大和、それから美濃白鳥、この三つの主要駅におきましてこの植栽を豊かにしていきたいと、こういうふうな計画をしておるところであります。

それで、御指摘の一つはスパンといいますか、植栽の間隔がちょっとつもいんでないかと、こういうような御心配もあります。例えていいますと、郡上八幡駅南側の用地に150メートルのところに30本、それから北側の長良川の方ですけれども、250メートルのところに50本、5メートルピッチでこれを植えさせていただけんであろうかというふうな計画が今あるわけがあります。それで、実際にこれは現場を見ながら、長鉄の本社の方とも相談をしてこういう計画をしてきておるわけですけれども、先般の御指摘を受けまして、昨日も北濃からもう一度歩いて、そしてずうっと現に植栽のあるところなども見た上で、やはりもう2メートルふやして7メートルピッチにさせていただくことで、ある程度の十分木が成長した後も、それだけとらせていただくことによっていいのではないかというふうな考え方を持たせていただいたところでもあります。こういうことによりまして、したがって、八幡、大和、白鳥の駅でそれぞれ本数が減りますので、そのものにつきましては補植ということで、現在、悪くなったところ、あるいはさらに余地があつて植えられるところにつきましては十分精査をして、やはり桜、もみじ、桜、もみじ、あるいはサルスベリ、百日紅という案もあつて、議論はしたわけですけれども、今回につきましては桜の名所駅づくりということで、3駅につきましては、桜を少しゆとりを持つ幅の御指摘を受けながら、改善・改良をして、この事業をやらせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、やはり近隣の皆様に対する事前の十分な御理解をいただくことが大事でありますし、その後の御協力ということもありますので、長鉄の皆さんと一緒に我々もそういう植えるということにつきましては、地域の住民の皆さんに事前にそういうお話の場を持っていきたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 私から、この長良川鉄道の踏切の整備に関連して、踏切事故等の関係についてお答えをしたいと思います。先ほどお話がありましたように、昨年、万場の踏切で大変痛ましい事故が起こったわけでございます。私も即刻現場にも行きまして、また、会社の方から当時の運転状況と伺いますか、そうしたことはどうであったのかというようなことを聴取いたしました。聞いたところによりますと、北濃方面へディーゼルは向かっておったわけでございますけれども、犠牲になられた方は、ちょうどあの場所は列車が長良川を渡って踏切に差しかかるわけでございますが、少し低いところから、その鉄道に沿うような形で道路が来て、ちょうど交差する本来の踏切の道路のところを右折して事故になったわけでございますけれども、当時運転をしていた運転士は、そちらのところを自動車走っているということは認識しておったようでございますが、右折をされてすぐのところは踏切なんですけれども、当然、一たん停止をされるものというふうに思いつつ、定時に通っていく列車ですから、そのように認識しておったということなんです。直行するといいますが、やや斜めに道路が鉄道を横切っているわけなんですけれども、その直前でその下の方から来て右折をしていくわけなんですけれども、そのところでは道を見られたような形で、やや一たん停止をされたような状況があったというふうに聞いておりますが、そして、踏切の方へはそのままとまることなく急に進入してこられたということで、防ぎようがなかったということであったように聞いております。そういうことで、恐らく事故に遭われた方は、ひょっとすると、列車とちょうど沿うようにして踏切のところへ上がってくる道路はやや段差がありますので、列車の通行というものがあるいは意識されなかったのかなというふうには思っております。まことに痛ましい事故でございました。長良川鉄道の見解と伺いますか、見方としては、まことにお気の毒な事故ではあったけれども、要は鉄道側に過失というものはないというふうな見解でございました。

そういうことで、お亡くなりになるという最悪の結果になったわけなんですけれども、こういうケース、しかも、同じと伺いますか、郡上市内、私もこの事故に遭われた方のところとはそんなに遠いわけではございませんので、いろいろその後の鉄道側の措置というようなものもどうなのかと、今までの例はどうかというようなことも専務に伺いましたが、従来から、鉄道側が何らかの形の原因で事故を起こすという場合には、これはもう社長初め、とにかく犠牲になられた方のところへおわびに行ったり弔問というようなこともあるわけなんですけれども、今回のこのようなケースの場合には、やはり従来から鉄道としてはそういうことをしていないということでした。そういうことでありましたので、私はもちろん長良川鉄道の社長という立場も伺いますが、また、市長という立場、あるいは近隣に住んでおるという立場で、お通夜には参列をさせていただきました。そういうことで、鉄道側としては、こういう場合にその後のいろんなアフターケアなり何なりという問題も特段のことはしていないという



のが実情でございます。

この事故の処理に当たりましては、この間もちょっと委員会で御質問があったんですが、やはり車体の損傷等、いろいろございましたものですから、事故に遭われた方の自動車の保険の方で66万円程度のそういった支払いというものも受けておると、これは保険がきく範囲でということでございます。その内訳は、例えば当該事故に遭った車両に乗っておられた方のタクシーによる代替運送をしたりしておりますので、そういった直接にかかった経費については、自動車の保険の範囲内でお支払いをいただいているということでございます。しかしながら、その他のこうしたことによる運休に伴う得べかりし利益というようなものについては、従来から地元の市町村が出資者となっている第三セクター鉄道でもあるという観点から、そのほかのそういう直接かかった経費については、そういった自動車の保険の範囲等でお支払いをいただいておりますけれども、その他のいわば営業補償的なものまで、お亡くなりになった御家庭のところへさらに請求をするということは従来から長良川鉄道としてはやっていないというのが実情でございます。

今回、大変小さなお子さんを残して亡くなられたわけでございますので、鉄道としてはちょっとそういう限界がございますが、これは市としては今後そうした御家庭のお子さんという意味では、何らかの形で児童福祉とかいろんな形ではやはり目配りはしていく必要はあろうかというふうに考えております。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは、交流施設の管理費ということで、さくらパークの関係でございます。

議員の御質問の中で、完成が平成20年3月ということでございます。それで、こういう備品等々においての瑕疵の場合、2年ということでございます。現状起きたのが昨年の12月26日ということでございます。この給湯器においては、ちょうどさくらパークにおいて冬季の営業をすると。スキー客の泊まりがあるということございまして、26日以降、お客さんもあったということでございます。そこで使用中の事故でございます。この件において、この給湯器においてはマイナス15度まで耐え得る給湯器でございます。そこで、いろいろ市側としても設計士、またメーカー等々呼んで協議した中で、ここにおいて風が非常に強いところであるということ、ほかのところの、長滝とか高鷲の辺においても温度の調査をしたんですが、大体マイナス8度から10度ということございました。そこで原因が、いろいろ我々も模索したんですが、非常に油坂においては風が強いということでございます。そこで、風の加減で急激に温度が15度以下に下がったというような状況ではないかということでございます。これにおいては、この給湯器、高鷲においても莊川においても同じようにつけておって破損はしていないという現

状でございます。その中で、あそこの地理的な条件的なことになったということが原因と考えております。

そこで、事業費のことでございますが、やはり議員言われましたように、指定管理の取り扱い原則に基づいて、全体で78万8,000円ほどかかっていますが、その中で取り扱い原則の中で、まず基本的に20万までは指定管理者が見るということでございます。それを越えた分においては、いろいろな油坂の経営状況とか、その施設の状況等々を考えながら、市と協議して決めるというようなことでございます。その結果、41万1,000円が市の負担ということで決定しております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） どうもありがとうございました。いろいろお聞きしたわけですが、それぞれ具体的な御答弁をいただいております。

一、二点の確認にとどめたいというふうに思っておりますが、一つは、長良川鉄道の桜名所づくりという件であります。室長の方からも、それぞれ若干修正をしたような形での実施計画というような御説明をいただいたわけですが、1点だけ、近隣の関係と維持管理についての協力体制というものをこれから何とか築いていくというような御説明やっただすね。ですから、世の中、きれいになれば、みんな喜ぶというふうに思うんですよ、一つは。よかった、よかったとなるんですが、ただやっぱり地元としては、そういう樹木が近くに例えばできますと、ある面では桜は散りますし、木の葉は落ちますし、枝は伸びるというようなことからしますと、比較的関心の高い一つのことに花を植えていくぐらいにはいいんですが、これは木ですから、影になるとか、いろんな意味の波及的なことが考えられまして、一つは、後の管理やな。枝打ちをすとか、病気がついたら消毒すとか、あるいは草むしりとか、あるいは枝が折れた場合の処理だとか、そういう維持管理に関する事項については、例えば市が受けて立つのか、長鉄の方で、会社としてそれは人員配置をして維持管理を負担するという原則が仮に確立されておれば、そういうように御説明いただければありがたいんですが、これから説明ということだったので確認をさせていただきますが、その辺はしかとどういうふうにどこが責任を持って所管するかというようなことについて、改めて質問したいというふうに思います。

それから、市長の方から本当に懇切な説明がございましたが、従来の慣例によれば、鉄道が過失があるということは大変なことですよ。尼崎の事故じゃありませんが、責任を問われると、損害賠償の対象になってくると、こういうことになっては、さしもの長鉄も非常に経営が揺らぐというおそれもありますから、軽々にはこれは絶対に論ずることはできないんですが、ただ明らかなのは生命が失われたと。たまたま鉄道がなければ起こらない事故であったという

ことであれば、それも人為的な一つの事故としては考えられるという意味のことで私は今ちよっとお尋ねをしておるわけなんでありますが、例えて言うと、相手さんの自動車の物損事故補償による若干の補償は現在受けられておると。これは非常にありがたいことですよ。そうすると、被害者の側の損害というのはだれがどういうふうにして例えばかかわっておるのかという点がまだ解明というか、不案内でございます。これは役場の皆さん方のどこが所管するかとは別にしまして、通常でいえば、交通事故というふうになれば、過失によって、それぞれ負担というものは任意の保険の場合は任意、人身の場合は自賠責、そういうもので損害が補てんされるというのが通例であるというふうに私は思うんですよ。それによって、どう損害がカバーされるなんていう問題やなしに、生命はもう帰ってきませんので、そういうことはできないけれども、生活的なものを一時的にでも、あるいは何らかの形で措置がされるということでなければ、大変御不幸なことが重なるという意味においては、例えば人身でありますので、自賠責対応というものは可能なかどうか。自賠責保険ですね、自分の自賠責。そういうものは自損事故だからだめだということになれば、その道はないわけではありますが、しかし、制度からいくと、自賠責は被害者保護の制度ですから、加害者の代弁済の形はありませんので、そういう意味のものがかかわり合って、それなりの措置があるかどうかというようなことを、例えば一般論としてでもお答えがいただければありがたいんですが、これは専門的なことで、それはなかなかわからんということであれば、その辺の答弁で結構でございますが、その辺は一回ちょっと御確認させていただきたいというふうに思います。

あとはさくらパークの点については、いろいろ説明がありましたが、全部やられたということやな。5台ですか。全機種というか、すべての個別の機器が凍傷というか、凍るというか、そういうことによる損害をこうむってしまったと。風のせいだと、例えばの話、今の話では。そういうふう限定されておりますが、それが実際にあったかどうか、この辺だけ確認させていただきます。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、長良川鉄道の桜の名所駅づくりということですが、先ほど御指摘いただきましたように、近隣の皆様にはやはり十分お話の機会を持たせていただきたいと思っております。

それから、後々の維持管理ということがやっぱり非常に大事なことでありと思いますが、基本的には構内のことでありますので、長良川鉄道として構内の基本的な日常の管理はしていただくと。これは長鉄の常務も初めから入ってこの仕事について取り組んでおるところでありますので、そのことにつきましてはお願いができるというふうにして考えております。

それからもう1点は、長良川鉄道協力会というのがございます。これは郡上市の自治会の支

部長さん、あるいは商工会、観光連盟、女性の会等々の郡上の皆様で、長良川鉄道を盛り上げていこうといひますか、維持し、活用していこうということにつきましての協力会であります、その中に事業費としまして、活動事業費の一環でいわゆる沿線の美化活動助成という項目を従来設けております。そういうふうな経費の各地域内分担がありますので、十分かどうかわかりませんが、一つは長鉄の構内の日常的な管理は長鉄としても取り組んでいただくと。加えて、経費が必要となるような維持管理につきましては、現在、長良川鉄道協力会で行っております美化活動の中で取り組んでいただけるように協力会とも御相談をしていきたいと思っております。ちなみに、ことし21年度決算を見ると、美化活動経費として115万円を投入されておるといひますので、それから、あるいは駅舎の清掃委託が、これは清掃ですからあれですが、8万円ほどですけど、こういうふうな美化活動経費を何年かに1度充てていくということも考えられるというふうにして考えておりますので、やはり市に負担を過剰にかける、あるいは長良川鉄道に一方的にかけるということもできませんので、地域と長良川鉄道と、それから郡上市と三者一体となって維持管理をしていきたいというふうにして現時点は考えております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 先ほどの踏切事故についてでございますが、基本的には、したがって、先ほども申し上げましたように、恐らくそういう事故に対するいわゆる過失割合といひますか、こういうものでいへば、いわば10対0といひるか、鉄道側には何もないということから、もちろん鉄道側から事故に遭われた方への何らかの補償とか、そういうものはございませんでした。ただ、事故に遭われた方の方の何らかの保険というふうなもので何か補償のようなものがあつたのかどうかといひうなことについては、ちょっと私は承知をいたしておりませんで、こういうケースの場合の一般的にはどうなのかといひうことについては、また今後ちょっと調べてみたいといひうふうに思ひます。

本当に、さはさりながら、鉄道というものが原因になつてああいう事故が起つたといひうこととてございませんで、亡くなられた方を慰霊するといひう意味においひても、再びそういう事故を起ささないようにするといひうことが、これは鉄道の側からの立場ですけれども、せめてもの一つの後になつてやれることではないかといひうふうに思ひており、また、そのことについて、今度は地元の市町村としてもこの負担に応じるといひう形で整備をしていただこうといひうようにしたものでございませんで、御理解をいたしたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 9棟中6棟でございます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 今の金子議員の質問にも関連しますが、旅券発行事務経費でありますね。今、部長の答弁ではカウンターでやられるという話でしたけれども、我々のイメージとしては、県庁においても、今の県事務所においても個室が使われるわけですね。このパスポートの発行ということに関してカウンターでやられるというのは、ちょっと困難じゃないかなという気がします。

それと、毎日と言われました。月、火、水、木、金。今、水曜日1日です。例えば毎日やっておって、これが需要がないから減らすよということをやられるのはちょっと問題があって、初めからこれだけ毎日やられる必要があるのかと。例えば郡上市民の人数からして、パスポートの需要からして、毎日これを開設する必要があるのか。また、個室を使うとなると、全く部屋を使いますから、その辺のことも踏まえてちょっとお考えいただきたいな。カウンターでパスポート発行というのはちょっと困難じゃないかなという気がします。

それから次ですが、地域振興事業の明宝里山もくもく市場開設実証事業、ちょっとこの内容についてお知らせいただきたい。

あと1点ですが、自殺予防対策事業、5万4,000円ですけれども、開催回数が増による報酬、旅費の費用増ということですが、これについてもひとつ、どんな理由でこうなったのかもお知らせいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 旅券事務の関係でお答えをしたいと思います。まず、旅券事務の場所の設定でございます。当初、前からこの旅券事務の移譲に当たっては県から話がありました。その前の時点では、今言われたように、プライバシーのこともあるから、個室、部屋をちゃんと設定してやりなさいというような話でありましたので、郡上市の現状ではそんな部屋を設けると、また、そのために当然、同じ場所となると人も必要になってくるというようなことから、なかなか今のところ受けられないということでお話をしていたんですが、その当初、今既に受けられているところは、大垣でもそうですし、部屋がないところは、大垣の場合はロビーを囲って事務をやられております。その中で大野町では、それはとてもできないということで、既に今やっておられますけれども、カウンター方式でやられております。県の方も、そういったことで、今までの経験の中でカウンターでもできるということを確認されて、これから推進するところはそういうふうにやっていただければいいと。ただ、プライバシーをしっかり守ってくださいよということですので、その辺はお目隠しをちゃんとしながら、カウンターでできるような方策、体制、施設整備はしていきたい。そのために今の備品購入とかカウンターの改修とか、そういったことをやっていきたいということです。

それからもう1点、毎日やらんでもいいんでないかと。当然、私たちもそう思います。今現状は水曜日午後から半日という状況ですね。それで、旅券を受け付けて発行するまでに8日かかるということで、現状では2週間後に旅券を受けられると。急がれる方は県の旅券センターの方へ行かれるという状況です。その中で、やはり事務的なことを考えますと、年間全部で郡上市の市民が発給されている数は、昨年でいくと約1,000件、そのうち郡上事務所では7割、七百数十件がやられていたということで、これを毎日やると、平均すれば四、五件というようなことになりますので、果たして毎日やっていて、そんなに必要でないということもございますが、毎日やっても、まとまって来られたり、そういうこともあると思いますし、それと、今この事務を受けると、今までは郡上で受けられた場合は受け取りは旅券センターへ行っていたんですが、これを市町村で受けた場合は申請書を出したところで、あくまで渡す方も交付した、申請書を出したところということで、そうすると、これが例えば週1だと、8日目にはもらえないというようなこともございます。そういったこともありますし、これもいろいろこちらで検討した中で、1日やらなくても、例えば半日でいいんやないかというようなことも思いました。ただ、今現在までにこの事務を既に移管を受けてやられる市町は全部、毎日9時から5時ということでやってございます。それに倣う必要もないわけですが、やはりこちらとしては、郡上市だけそういった形で、例えば週に2日とか3日とか半日とかとなると、市民としては、郡上市だけできないかなあというようなことで、多分、御意見もあるかなあ。できたら、ほかの市町と合わせた形でこういう交付事務を進めていきたいということで、今回、予算計上させてもらいましたが、若干その辺の開設時間等のことについては、また皆さんの御意見もいただく中で、検討の余地はあるかなと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほど説明いたしましたように、要は1,000件、旅券の申請があると。それからもう一つは、なぜ毎日開設する必要があるかというのは、できるだけ早く受け取っていただきたいということが1点です。もちろん費用と効果の関係もあるわけですが、時間につきましても、やはりいろんな窓口の要望等々を見ますと、朝しかぐあいが悪いんやとか、あるいは、できればもっと夜までやってほしいとか、いろんな要望があるわけです。そうしますと、開庁している中において事務処理をしていくというのが最もベターでないかと。当然、事務を始めるわけでございますので、そのなれがございまして、今の段階では臨時的な職員を雇用した中での対応をしなくちゃいけないんでしょうけれども、事務の中でできるだけ速やかにやっていければ、多分、一番心配するのは、いわゆる団体旅行というのがございまして、そのときに重なるということがありますので、できるだけその辺は職員に研修をさせながらやっていけば、軽々なものは抑えられると。いわゆる通常の事務処理の経費の中でできるような

形へ持って行って、できるだけ住民サービスに向かっていきたいといったことで行おうと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 明宝里山のもくもく市場開設事業ということですが、実はこれは本日、議案第162号で御提案申し上げております過疎地域自立促進計画の中で位置づけをさせていただいております。今般の過疎法の改正によりまして、いわゆるソフト事業への過疎債の適用といたしますか、それが拡充をされました。したがって、今般の改正過疎法の中で策定をいたします過疎地域自立促進計画の中では、ある意味、このソフト事業でもってどういふような過疎地域の振興を図るかということが一つの特徴であるといふふうにとらえております。したがって、この計画があつて補正の予算をお示しするのが順序ではありますが、この計画の中で今年度取り組ませていただくのはこれだけです。当初はもう少しソフトを22年度からと思つておりましたが、十分事業を温めて実効性のあるものにしていくためにはやっぱり6ヵ月の準備期間が必要であると。ただ一方、22年度から始めていくということになりますので、この一つだけは計上させていただいたわけでありまして。

それで、計画の概要書の一覧表の方にも書いておりますが、これの一番の趣旨といたしましては、一つは豊かな山の恵みと高齢者の知恵や技術を生かした副業型の林業という形で、ちょっと林業といいますか、そういう形の集落の皆さんによって支えられる、そういうふうなビジネスモデルとして実証実験をもつて確立へ向けていきたいというのが一つの取り組みのことです。それからもう一つは、具体的に言いますと、まきストーブの協議会が今できて、いわゆる低炭素社会に向けての取り組みとか、あるいは山の木を木質のそういう燃料として大いに活用していくという取り組みがありますけれども、そういう意味におきましては、まきの材料となる間伐材や広葉樹をストックする。そして、それが流通に向かっていくといふふうな市場形成ができんであろうかと、こういうことを実証的に取り組んでいきたいということでありまして。

ソフト事業の中では、まずアンケート調査を実施するというので、そういうふうな需要がどうあるか、あるいは担い手がどうあるか。それから検討委員会を設置しまして、その検討委員会が運営をやつていただく。そして、その中で実際広げていくための講習会を行います。あるいは実証シナリオプランの計画的なものを仮につくつて実行してみ、それを検証する。したがって、実際に原木の引き出しでありますとか搬出、運搬、その販売という場面まで出てくるということは考えております。しかしながら、この実証事業におきましては、原木の質材、あるいは運搬、集荷、さらには販売、こういう場面はそこ切り離して、そこにはお金が生まれる部分がありますので、そういうものを新たにつくっていくといふふうな部分と、あるいは実証実験ですから、それに対するさまざまな仕組みといふものがどういふふう

動いていくと。あるいはそれをよりよくするためにはどうしたらいいかというふうな場面に対して、ソフト事業として取り組ませていただきたいと思います。したがって、これも明宝地域でやらせていただきますので、NPO法人のこうじびら山の家という、北村周さんという方、神戸からでしたか、こちらへ移り住んでみえる理事長が見えますけど、そのNPO法人にその実証実験につきましてもお願いをしながら、同時に、栃尾の皆さんが現在やられてみえますが、里山クラブというのがあります。現場的にはあそこの栃尾のところで、皆さんが一体化となってされて、今のチャレンジ25地域づくりというのもありますので、そういうふうなものとともにそれに取り組んでいただくと、こんなふうな計画で今おります。よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 自殺予防対策の補正を上げさせていただきました。金額は小さいわけでありませけれども、この自殺予防対策については、今年度初めて市としては真正面から取り向かっていくという事業でございました。それで、御承知のように、健康福祉部は大変広い分野がございまして、例えばこういう対策協議会でありますとか、何とか運営協議会がたくさんあります。それで、例えば自立支援の協議会でありますとか、高齢者虐待の協議会でありますとか、包括支援センターの運営協議会でありますとか、子どもたちのための要対策協議会でありますとか、そういう協議会といいますか、たくさんございまして、実はその構成員が医師会の先生であったりとか、それから社会福祉協議会の会長さんであったりとか、割と民生分野に大変広いそういう方々が委員になっていただくというのが現状であります。今回の自殺予防対策協議会におきましても、郡上市の弁護士会、関の保健所長さん、法務局の局長さん、労働基準監督署の署長さん等々、それから医師会の方とか商工会とかございませけれども、今までの割と似たような形の方々に自殺対策予防協議会の方にも委員になっていただくということを想定しておりました。それで、予算的には、今までもそうでしたが、同じようなメンバーですもんですから、例えばきょうの日の最初にこういう協議会をやっていただいて、一たんは終わって、同じようなメンバーですので、引き続き1名か2名が新たに加わってやっていただくということで、そのときには正直言って2回分、旅費とかをお支払いするのを1回ということに節約をさせていただいたというのが現状であります。そういうようなことを当初考えましたもんですから、今回のメンバーにつきましても、会議も1回でやるということではなくて兼ねてやりたいという気持ちがあったもんですから、報酬的なものは1回分しか見なかったということですが、お願いをする段階になりましたら、やはりいろんな方が、例えば医師会でも、今、鷺見委員長さんが医師会長でありますけど、もう鷺見さん、そこらじゅうに行くわけですね。ですから、とてもということで分担されて、今回、この自殺予防の関係につきましても、竹内



先生がこの会議ということで医師会の方から出てみえたということで、メンバーが入れかわってきたことがありました。そういう関係で、次回、第1回目は7月2日に、最初に郡上市の状況でありますとか、皆さん方の現状の報告等の交換会をさせていただきましたけれども、来年度、このことを具体的にどういう事業をしていくかというような中で、また参考の御意見も聞きたいというようなことで、秋にもう1回ぜひこれはやりたいと。その際、先ほど言いましたように、ほかのものと兼ねるようなといいますか、順序をずらしてということはちょっとなかなかできないような状況になってきましたので、そういう意味で言うと、出席していただけます委員の方の報酬費を見させていただいたということですので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

御丁寧に御説明いただいたんですが、最初のパスポートの発行事務で、先ほど金子議員の質問に市民環境部長さんの答弁で、毎日やると赤字になると言われたんですよ。これはそれだけやると赤字になるよと言われたから、そんな回数をふやす必要、わざわざ赤字になる事業なら、初めから回数を減らしたらいいんじゃないかという話をただけで、例えば月・水・金とやれば、それに対応して皆さんやられますので、毎日、庁舎があいておる時間は絶対パスポートをやるよということで、わざわざ赤字になってまで、税金を払ってまで、そんな住民サービスは必要ないと思いますので、ぜひとももう一遍検討していただいて、例えば月・水・金とやって、どうしてもこれは不便だというならふやしていくことはできますけど、毎日やっておったやつを需要がないから減らすということは、住民にとっては非常にマイナスになりますので、ぜひとももう少し、そんな無駄なお金を使ってまでやる必要はないと思いますので、現時点、1週間に1遍、郡上市で水曜日の午後しかやってないわけですから、それをいきなり毎日やるなんて、それも郡上市が赤字になるなんて言われてまでやる必要はないと思いますので、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 県から権限移譲の収入につきましては、手数料の部分の収入と、今回につきましては、施設整備費についてはすべて県の方から移譲事務でもらっております。あとは件数によるけわでございますけれども、当然先ほど言いましたように、人というのは常勤的に入れますので、その処理件数によっては差が出てくるんだろうと思っています。ただ、先ほど言いましたように、赤字になることはできるだけ避けるように、事務処理能力を上げれば、それは処理できるので、そういう形でやるということを目指して、住民サービスの面からいっても、他市にも劣らないような対応策を練るのがベターでなかろうかと。いわゆる

例えば1日置きにやった場合にも8日間かかるわけですから、日によっては9日目になる、10日目になる受け取りということもあり得るわけですね、間があきますので。その辺から考えたら、できるだけ早く、通常のところであれば8日間でもらえるわけですので、そういったことからやれば、郡上市においては、9日目でないともらえないとか、10日目でないともらえないということは避ける必要があるんじゃないかと。だから、毎日やれば8日間でもらえるといったようなことを想定いたしておりますので、最初から全日に合わせてやっていきたいということを思っています。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) よくわかりますけれども、海外旅行をする人が、1日早い、1日遅いなんていう必要はないですよ。大体、海外旅行する人は、パスポートが要る人というのは、旅行が決まってからパスポートをとるまでにある程度余裕を持たれるわけですし、どうしても緊急の場合は県へ走られるわけですから、そこまでして1日早くするのが、例えば関市や美濃市に劣る住民サービスなんて、そんなことを考える郡上市民もおらんような気がしますので、ぜひとも余分なお金をかけないでこの事業をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望です。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第154号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第154号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第155号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程33、議案第155号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) 議案第155号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算

(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、一番最後の4ページをお願いいたします。事業概要の説明書でありますと9ページの方になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

歳入ですが、雑入で第三者納付金、補正額656万9,000円でございます。これは第三者行為、いわゆる交通事故に係る損害賠償金の確定によるものでございます。

返納金38万8,000円、これは調剤に関する診療報酬の返納金で、岐阜総合医療センターから報酬の返還が2件ございました。そのトータルで38万8,000円でございます。

歳出、総務管理費、一般管理費であります。33万8,000円、このことにつきましては、先ほどの損害賠償、656万9,211円が正確な数字であります。その5.15%、国保連への手数料として33万8,314円を国保連の方に出すものでございます。

2繰出金、一般会計繰出金、補正額661万9,000円でございますが、差し引きました第三者納付金、それから報酬の返納金につきまして、一般会計の方へ繰り出すものでございます。このことにつきましては、平成23年度から老人保健の特別会計につきましては廃止し、一般会計の方で事務処理をしていくために、一般会計の方へ今回繰り出し、来年度、再精算で県・国等々への返還金がまた確定してきますので、その第三者納付金につきましては次年度の一般会計から繰り出すという形になりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 説明が終わったので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第155号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第155号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第156号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程34、議案第156号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長(木下好弘君) それでは、議案第156号につきまして御説明申し上げます。

平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,426万6,000円とする。

続きまして地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。

地方債補正で変更でございます。今回の補正によりまして、限度額の追加を行っております。その内容でございます。追加額につきましては950万円でございます。起債の目的、下水道事業でございますが、補正前限度額2億3,710万円に950万円追加いたしまして、補正後限度額が2億4,660万円でございます。内訳といたしまして、農業集落排水事業でございます。補正前1億2,740万円を補正後1億3,690万円とするものでございます。合計で補正前限度額2億5,010万円を補正後限度額2億5,960万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1の受益者分担金及び負担金で農業集落排水事業受益者分担金で30万円の追加でございます。内容といたしましては、現年度受益者分担金で30万円でございますが、これは白鳥地域一般世帯の1件分の加入分担金でございます。

続きまして、款6繰越金でございます。目3の農業集落排水事業繰越金で20万円の追加でございます。これは前年度繰越金でございます。

続きまして、款8の市債でございます。下水道事業債で950万円の追加でございます。内容といたしましては、農業集落排水事業債で950万円でございます。

続きまして歳出でございますが、款3建設費、項1建設費の農業集落排水建設費で1,000万円の追加でございます。内容といたしましては、工事請負費1,000万円でございますが、これは白鳥町の向小駄良農業集落排水事業の処理区内で1件の加入の申し込みがございました。これに対応するため、本管を150メートル延長対応させていただくという内容のものでございます。工事請負費的に少し大きくなっておりますが、場所的には向小駄良の156号線沿いの、以前、小林三之助商店がございましたあの跡地でございます。そこに新しく家を建てられるということで申し込みがあったということでございまして、川越しをする必要があることから、マンホールポンプの設置が必要ということで、少し工事費的には高くなっておるというような

内容でございます。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 農集の区域の中でのこういう実施ということだと思いますけれども、管路が150ですか、結構な距離を引いてあるわけですが、個別でやったら大分安くなるんやないかしらと思ったもので、その辺のこういう一定決めればそこではということはあると思いますけれども、例えばその管路がまだほかに使われるという今後のこれがあればいいですけども、本当に人のないところをずうっと引いてやるということは経費の面でもあれやもんで、そういうことが考えられるのかどうかだけ聞いておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） 御指摘の、集合処理区のエリア内でも、要は合併浄化槽の事業というのが選択肢としてあり得るかというような御質問であろうかと思えます。今、御指摘のように、何がなんでも集合のエリアなので集合に接続するというでなくて、例えばそれ以上、1軒だけ、本当にくぼ地のようなところで、1軒だけで、そこは当然ポンプが必要になってまいりますので、そういう場合には、集合に接続をする場合と、それから個別浄化槽でやる場合との経済比較をやりまして、従来から実施をいたしております。今回の場所につきましては、御承知かと思えますが、民間で区画整理をされたエリアでございますので、今後とも場合によっては住宅になる可能性があるということから、本管の延長で対応するというものでございますので、お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第156号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認め、よって、議案第156号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第157号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程35、議案第157号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算

(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第157号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いいたします。先ほど多分抜かしました。大変申しわけございません。

平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,455万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,060万6,000円とする。

2項以降は省略をさせていただきます。

一番最後の4ページをごらんいただきます。概要説明の方は11ページになります。

歳入であります、繰越金、補正額3,455万1,000円。前年度繰越金でございます。

歳出でございますが、基金積立金、介護給付費準備基金積立金で1,168万3,000円でございます。これは、平成21年度介護給付費、地域支援事業の各負担金の精算に伴う額で、第1号被保険者分の精算ということでございます。

次に、償還金及び還付加算金であります、償還金、補正額1,482万1,000円でございます。これも同じく平成21年度の介護給付費、地域支援事業の各負担金で、国、県、支払基金の額の確定による精算でございます。

繰出金、一般会計繰出金、補正額804万7,000円。これは同じく21年度の介護給付費、地域支援事業の介護予防（包括・任意事業）の市の持ちます負担金の精算でございます。そのほか、市の方からは負担金以外に一般会計の方からは事務費、人件費等々いただいておりますので、それで精算した分228万2,000円がここに入っておりますが、一般会計の方へ繰り出すというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第157号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第157号は原案のとおり可とする

ことに決定をいたしました。

---

◎議案第158号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程36、議案第158号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第158号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

事項別明細書の最後の4ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず歳入でございます。繰越金、補正額2,958万9,000円、当初を加えまして3,958万9,000円ということとなります。これが繰越金。

それから国庫支出金、国庫補助金でございます。補正額が455万円でございます。これは総務省からのいわゆるデジアナ変換に対する国庫補助事業でございます。

歳出、運営費の中でケーブルテレビ運営費、補正額2,815万4,000円、これは積立金でございます。ケーブルテレビ運営事業の基金がございまして、こちらに当初の金額と合わせまして、今般4,000万円という額で積み立てをさせていただきたいと考えております。

それから、整備費の中でケーブルテレビ整備費、今般の補正は598万5,000円でございます。区分は節、工事請負費、これがいわゆるデジアナ変換の工事請負費でございます。この事業は、既に議会でも大変関心をお持ちいただきながら、また御指摘もいただいております。総務省から、ことしの2月19日付でケーブルテレビ事業者に対しまして、私どものケーブルテレビ放送センターでございます。デジアナ変換放送の暫定的導入に関しまして要請がありました。郡上ケーブルテレビとしてもこれを受け入れ、デジアナ変換の暫定的導入を実施することです。この事業効果につきましては、現時点におきまして、一つは、高齢者の世帯でありますとか、あるいは2台目、3台目をお持ちの場合のテレビの買いかえができていない世帯、あるいはデジタルチューナーの設置がされていない世帯におきまして、平成27年3月末までは引き続き現在の機器でテレビ視聴は可能になるということでございます。この事業内容につきましては、ケーブルテレビ放送センターにおきまして地上デジタル放送を受信しまして、アナログ信号に変換して再送信を行う同期信号対応型のデジアナ変換機器を整備させていただきます。またあわせて、テレビの画面で上と下に黒く枠どりがしますが、その中でいわゆ

るその時期が終わるといふうな周知をしていく。現在も出ておりますけれども、そういうふうなテロップといいますが、テロップでもっていわゆる表示をしていくということが必要となりますので、そのテロップの表示装置を整備するというところでございます。国の補助率は、デジアナ変換装置の場合は3分の2いただけます。それからテロップの表示装置につきましては1チャンネル28万円ということで、全体では国から455万の補助をいただきまして、郡上市の単独の費用としましては143万5,000円ということでこの事業をやっていくということになります。なお、対応のチャンネルにつきましては、東海テレビ、NHK総合、NHK教育、CBC、名古屋テレビ、中京テレビ、岐阜放送、こういうことで7チャンネルとなります。かねてから話題となっておりましたが、テレビ愛知につきましては、この機会に区域外再送信がどうも県内の放送事業者も認めないということがありまして、そういうことで、デジタル再送信ができなくなるというふうな見通しを今持っております。また、NHKのBSにつきましては、来春に放送帯の再編がありますので、その後の対応となりますが、いずれにしても7月までには完了するというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） こういう形でデジアナ変換が行われて再送信されるということで、慌てて買いかえなくてもいいということやもんで、心配してみえる方が随分あるんですが、4年ほど延びるということなんですけど、8月の広報ではちょっと簡単に説明してありました。慌てて買わなくてもいいとは書いてなかったんですけども、何かわかりやすく、これは何にも郡上市が慌ててこういうふうにしたんじゃないしに、国の方でやっていったものやもんですから、国の方でこうするようになったもんでということをお知らせするように説明が要ると思ったんです。広報の一番後ろの方にちょっとあるだけやもんで、本当は別紙にして、わかりやすくし、同時に、このことについてはいろいろわからんもんで、聞かれるんですけども、何かそういうものを一回、差し支えないもので、どうしても知らないかんことに対してわかるようにしていくと。この場合、同時にいろんなデータ放送なんか使えんとかいうようなこともちょっと書いてありましたけれども、そういうこともやっぱりあれでは読む人はどれだけあるかなあと思ったもんですから、そういうようなことや、あるいは、この前これも言ってみえたわなあ。郡上ケーブルテレビを利用して説明してくるようなことが必要でないかと思っておりますので、その辺どういふつもりでみえるか、お聞きしたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 先般の8月号におきましては、予告といえますか、これは議会の



議決が通る前にちょっとはみ出してもいけないということがありまして、しかし、その方向性で既に議会答弁が市長からもされたということを踏まえて、予告をさせていただきました。したがって、ああいう取り扱いですが、ここに今用意しておりますような形で1枚もののこれを周知するものを、こういう家電の業界の皆さんとか、いろんなところでお配りをさせていただきまして周知を図りたいと、こういうふうに思っております。しかし、いずれにしても、2015年、平成27年でしたか。いずれにしても、そういう限定的な臨時の対応でありますし、今、デジタル化によっていわゆるデータ放送をとっていただけるというふうになってきておりますが、そういうものはとれないということがありますので、こちらに向かっておる中での一時的な臨時対応ということはやっぱり踏まえておきたいというふうに思っております。しかし、御議決をいただいて、再送信ということができるようですから、議決されれば、そのような周知につきましては一生懸命やらせていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第158号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第158号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第159号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程37、議案第159号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第159号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,905万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,053万2,000円とする。

以下、省略させていただきます。

一番最後の4ページをお願いいたします。事業概要につきましては13ページになります。

歳入でございますが、過年度収入で補正額3,905万9,000円でございます。これは、県の広域連合から平成21年度の療養給付費並びに保健事業の負担金の精算ができたということで郡上市の方へ戻る分でございます。なお、もう1点、20年度保健事業負担金とございますが、20年度ということで1年ちょっと前の年になるわけでありましたが、この分につきましては、20年度の健診の実績が確定した後、1市1町での実績報告の修正があったということで、その分、若干の金額でございますけれども、郡上市の方にも返還されたということでございます。

歳出でございますが、繰出金、一般会計繰出金、補正額3,905万9,000円でございます。御承知のように、この後期高齢者医療特別会計につきましては、一般会計からいただいております金額につきましても一般会計の方へ繰り出すということになりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第159号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第159号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第160号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程38、議案第160号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第160号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページを見ていただきたいと思いますが、平成22年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,118万3,000円とするでございます。

それでは4ページ、一番最後のページですが、お願いをします。

今回の補正の歳入ですが、繰越金で74万9,000円見込ませていただいております。

そして歳出ですが、総務管理費の一般管理費で304万3,000円でございます。これは、一般管理事務経費ということで、一般会計の方へ繰り出すというものでございますが、一般会計の方では、これを建設中の東中学校で購入予定をしておりますピアノの財源にさせていただくということで、このほど管理会の方でこうした決定をなされましたので、予算措置がなされたということでございます。

そして、予備費で減額の229万4,000円ということで、都合、繰越金と予備費を合わせまして繰り出すという手法になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第160号については、原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第160号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分を予定しております。

（午後 2時33分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時46分）

---

○議長（池田喜八郎君） 午前中、付託しました議案第127号の火災条例の脱字がありましたので、消防長より説明を求めます。

川島消防長。

○消防長（川島和美君） 申しわけありません。議案第127号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてというところで、1カ所だけ脱字がありましたので、訂正をさせていただきます。

青い紙をめくっていただきまして、資料の方ですが、郡上市火災予防条例の一部を改正する条例ということで、4行目になります。「燃料電池又は固体酸化物燃料電池」に改め」というところなんです、この「固体酸化物」の後に「型」、「固体酸化物型燃料電池」ということで、「型」という漢字の挿入をお願いしたいと思います。その1段下は正解なんです、の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える」ということで、この下の表現が正解です、今言った場所に1字、「型」という漢字の挿入をお願いします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） よろしく願いをいたします。

---

◎議案第161号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程39、議案第161号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第161号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

この辺地総合整備計画につきましては、平成17年度から平成21年度の期間の計画が終わりまして、この春の3月議会におきまして、新しい平成22年度から26年度に向けましての辺地計画が策定されたところでございます。従来、郡上市全体では23辺地ありましたが、これを6辺地に取りまとめまして、現在は東西南北の辺地と中部辺地、また郡上東部田平辺地ということで、全部で六つの辺地の指定をいただいて整備を進めておるところでございます。郡上市といたしましては、起債の充当が100%で交付税の措置が80%ということで、非常に有利な財源ということでもありますので、こういう有利な制度を利用しながら事業を推進したいということで検討してきておるところでございます。

お手元の議案の次のページから、まず中部辺地につきまして、第1次変更分の変更後の計画概要が記載されております。1枚めくっていただきますと、今度は郡上の北部辺地でございます。さらにめくっていただきますと西部辺地、また最後に南部辺地ということで、今回は中部、南部、西部、北部と、全部で六つの辺地のうちの四つの辺地につきまして第1次変更を提議申し上げるところでございます。

計画書につきましては、変更後の数値が載っておりますので、大変わかりづらいということがあります。参考資料を添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

参考資料には、各辺地におきましての変更前、変更後の事業費、あるいは財源内訳等を記載しております。これが1ページから4ページまでありまして、さらに変更の中身の概要につきまして、5ページ以降に詳細をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

今般の改正の一番大きな点は、この5ページと6ページに変更前のところで空白のところがある二つあります。一つは郡上中部、下水道施設、特定環境保全公共下水道事業の白鳥処理区でございます。これは既に補正予算が措置されておりますが、今般、辺地の計画に入れて財源に組み込みたいということで追加をさせていただくものでございます。それから、6ページの郡上南部、下から2行目にあります電気通信に関する施設、携帯電話等エリア整備事業、先ほどの補正で御説明した件であります。こちらに鉄塔基地局4基と上げておりまして、今後の計画を含めて、当面4基を変更で追加をし、今期におきましては2基分を補正予算で先ほどお認めいただいたところでございます。したがって、この二つの変更が主眼でありまして、これに伴いまして、既存の既に計上してある事業の事業量、あるいは事業費についてあわせて精査をした結果、変更が今般見られましたので、その分につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

まず中部辺地でございます。辺地債の予定額の変更分のみ、あるものについて申し上げます。繁久線につきまして2,200万の増額ということでございます。大間見東線1,140万、栗巣23・24号3,500万円、栗巣線1,800万円、それから白鳥特環の排水管布設で200万円ということでございます。

北部辺地につきましては、前谷・小洞線、これが減額で1,000万円、切立線が9,000万増額、やまびこ線で1,000万の減額、干田野・石徹白線が1,350万の増額、穴柄線が200万円の減額ということでございます。

それから西部辺地におきましては、特環の美並中央処理区におきまして360万円の増額。

最後に南部辺地でございますが、生屋区内1号線が6,680万円、郵便坂線で4,000万円、白石橋2億3,880万円、携帯電話基地局の鉄塔2基で1,220万円、それから特環美並中央処理区で970万円の増額、このような事業におきまして増額をいたしております。

また、南部辺地におきましては、公共的施設の整備を必要とする事情という計画書の事情の中に、これは4ページに変更後で下線を振っておりますが、「また、本辺地内において、携帯電話の通話ができない集落があり、これらの集落は世帯数も少なく、採算面から無線通信事業者の自主整備が望めないことから、鉄塔基地局を整備し、地域住民の日常生活における利便性を確保する」。この文言につきましては追加をさせていただいております。

いずれにしましても、辺地計画の場合、これは新市建設計画より1年プラスの年限にありま

すし、それから財源を求めるということで、事業としては若干見込みで取り込んでおりますので、具体的には事業が予算の時点で個別の御審議をいただくということになりますので、今般の変更につきましては、先ほどの中部における下水道施設の増、それから郡上南部におけます電気通信に関する携帯電話等エリア設備の整備事業の増ということで御提案を申し上げるという点でよろしくお願いを申し上げます。

非常にちょっと概略の説明となりましたが、以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第161号については、原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第161号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第162号について（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） 日程40、議案第162号 過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第162号 過疎地域自立促進計画の策定について。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、過疎地域自立促進計画を次のとおり策定することについて、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきますと、今般の過疎地域自立促進計画、平成22年度から27年度の6年間につきましてはの計画を添付させていただいております。

初めに、若干、計画策定に至る経緯につきまして御報告を申し上げます。

いわゆる過疎地域の自立促進につきましては、過疎法ということで、これまでに4次にわたりまして過疎対策の特別法が制定をされまして、郡上市におきましても旧町村時代を通じまして、過疎地域の対策ということで計画を樹立し、より有利な過疎債のできるだけの取り込みということで事業を行ってきた経緯があります。この過疎法につきましては、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法というのがございまして、これが10年のいわゆる時限立法でございまして、そういうわけで、平成22年の3月31日をもって失効するということでもあります。こうした状況

を受けまして、議員立法によりまして、いわゆるこの過疎法の改正ではなくて延長ということで失効期限を延長すると。6年間、この法律をさらに延長し施行するというので、これは国会において可決され、平成22年4月1日から施行をされたわけでございます。特に今般の法律は、先ほども少し明宝里山のもくもく事業の中で触れさせていただきましたけれども、いわゆるソフト事業を過疎法で財源措置しながら、過疎地域の対策を講ずることができるということが一つの特徴であります。そういうことの中で、郡上市としましても、この地域は一時高鷲村が含まれていた時代もありますけれども、現在は郡上市明宝地域、それから和良地域の2地域であります。ここにおきまして過疎地域自立促進計画を樹立し、国の有利な財源措置をいただいて事業を推進しようとするものでございます。そういう意味で今般、この春の改正過疎法の施行に伴いまして、急な取り組みにはなりましたが、この6ヵ月間の中で地域審議会、あるいは地域の皆さんの御意見をいただく、さらには市の関係部署、あるいは県の関係機関等を含めた事業を拾い起こし、あるいは課題を整理しということで、新たな過疎地域自立促進計画を作成してきたところでございます。

そこで、1枚目をめくっていただきますと章立てがありますけれども、まず第1章、基本的事項であります。それから第2章が産業の振興につきまして、以降は同じですけれども、現況と問題点、そしてその対策、さらにそれに対する計画という3本立てで、各部門別に章立てをさせていただいて記述をしております。第3章は交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流事業の促進、第4章が生活環境の整備、第5章、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、第6章、医療の確保、第7章、教育の振興、第8章、地域文化の振興等、第9章、集落の整備、第10章、その他地域の自立促進に関し必要な事項、それから第11章が過疎地域自立促進特別事業ということで、事業計画を一覧でまとめたものを添付しております。

14ページをごらんいただきますと、本計画におきまして、基本的な方針として郡上市総合計画の基本理念であります「みんなでつくる郡上 ～人と自然が調和した交流文化のまち～」、これを柱といたしまして、郡上市が目指す将来像「訪ねたいまち郡上〔交流〕」、それから「輝きたいまち郡上〔活力〕」、「住みたいまち郡上〔安心〕」、というふうな総合計画の基本方針をもとといたしまして、過疎地域の方針を考えてきたところでございます。

それから計画期間につきましては、法律にのっとりまして、平成22年から27年度までということで6年、正味5年半ということになりますが、そういうことでございます。なお、地域は明宝地域と和良ということになります。

あと細かな事業につきましては、記述と細かな事業をいろいろと載せておりますが、添付をさせていただいております参考資料をもちまして、計上事業につきまして概要の説明をさせていただきたいと思っております。

基本的には新市基本計画の今後の計画というものを踏まえながら、なおかつ地域の審議会、あるいは地域の皆さんの御提言等々を踏まえながら載せておりますが、正直申し上げまして、この計画に携わる時間が少なかった面がありますので、ソフト事業等につきましては、さらに来年度以降、必要に応じて追加の変更ということもあり得るというふうにして現在も考えておるところであります。

まず産業の振興であります。基盤整備につきまして、農業、林業、二つの事業を計上させていただきます。それからソフトの事業であります。過疎地域の自立事業ということで3件、地域おこし応援隊派遣事業、有害鳥獣特別捕獲事業、郷土食による地域活性化事業、これらが先ほど言いました特色ある地域のソフト事業ということで、地域の皆さんの御提言を入れて計上しておるものでございます。

二つ目の施策区分でいきますと、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございますが、初めに市町村道の整備であります。25の事業につきまして計上させていただきました。橋梁につきましても、今含めた25の中にあります。それで、林道が7件、電気通信施設につきましては1件、4基、それから自動車の購入ということで2件入れさせていただきます。道路整備機械等につきまして、ドーザー、除雪の機器の導入ということでございます。それから9番が過疎地域自立促進事業ということで、これは地域交通対策事業ということでソフト事業、自主バス寒水線、気良線、小川線の運行、それから和良の巡回バス、自主バス明宝・和良線の運行委託、さらにはウェブ電話を使いまして、ICT活用による集落の元気づくり、これは中身につきまして詳細をつくっていくということがありますので、個別の御説明が必要になりますが、こういうふうなソフト事業ということで、ここの項目では2件上げさせていただきます。

それから施策区分3、生活環境の整備、水道施設、簡易水道3件上げさせていただきます。生活環境の整備の中の(2)下水処理施設であります。これは二つの事業を上げさせていただきます。なお、二つ目の特定地域生活排水処理の郡上市、合併浄化槽の55基と書いてあるところですけど、これは和良と書いてありますが、明宝をちょっと加えさせていただきます。今、落ちておりましたので、和良のところに明宝地域を追加させていただきます。消防施設につきましては6事業計上させていただきます。

それから、施策区分の4ですが、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ですが、これは1件ソフト事業で、集落の元気づくり事業ということで上げさせていただきます。

施策区分6、教育の振興につきましては、学校教育関連の施設ということで、耐震補強、スクールバスの購入等を含めまして5件上げさせていただきます。

最後の施策区分8、集落の整備につきましては、先ほどのソフト事業として、集落総点検・



夢ビジョン策定実施事業、里山資源有効活用事業、これが先ほどの240万計上させていただきました、この中の一つであります、里山資源有効活用事業がここに入っております。それから日本一の和良鮎の里づくり事業ということで、これもソフト事業、集落の整備につきましてはソフト事業3件計上させていただきました。

最後に、事業の箇所図を入れておりますが、いずれにしても、明宝地域、和良地域、これから道も結ばれてきます。そういうことの中で、精いっぱい過疎地域の自立促進計画を推進させていただきますまして、地域の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第162号については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会及び過疎辺地総合対策特別委員会に付託し審査をすることにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会及び特別委員会に付託し審査することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第163号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程41、議案第163号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第163号につきまして御説明させていただきます。

物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）でございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

一つ目の契約の目的ですが、消防小型動力ポンプ積載車の購入、二つ目の契約の方法ですが、指名競争入札でございます。それから三つ目の契約金額が2,289万円でございます。4.相手方でございますが、岐阜市加納清野町34番地、株式会社富士、代表取締役 小神則雄、納入場所ですが、大和町島3521番地ほか、内容でございますが、消防小型動力ポンプ積載車4台購入させていただきたいと思ひます。

表紙をはねていただきますと、資料ということでつけてございます。現在、市内には7方面隊に、この消防小型動力ポンプ積載車でございますが、94台配属をさせておっていただいております。

ります。そして、更新といいますか、これまでの更新に当たりましては、ちょうど19年を満了し、老朽化の著しく使い勝手の、そういうところの不備も来すものにつきまして、順次、更新するということで取り組みを進めてきてございます。今回、納入場所に上げてございますように、大和町島の大和方面隊2－3ですが、洞口、それから白鳥町恩地、白鳥方面隊3－2の恩地の分団、同じく前谷の白鳥方面隊4－1の前谷の分団、それから美並町白山の美並方面隊3－1ですが、福野の分団、これが平成2年から3年にかけて導入しておりまして、このほど購入時期が到来したということで対応させていただきました。

なお、財源でございますが、上三つの洞口、恩地、前谷につきましては辺地対策債、辺地債をお願いしたいということで思っておりますし、美並方面隊につきましては合併特例債で対応させていただくという予定のものでございます。

納入期限でございますが、来年の1月31日としてございます。

それから物品の内容でございます。車両の仕様でございますが、22年式ダブルキャブ4WDということでございますし、排気量は2,500cc以上の寒冷地仕様、最大積載量は1,000キロ以上、最小回転半径が4.5メートル以内、パワーステアリングつき、エアコンつきということでございます。それから環境仕様としましては、平成17年の新長期基準を満たした低排出ガス規制対応車ということで仕様を定めました。

めくっていただきまして、入札の状況でございます。ここに上げてございますように、5社、指名競争で実施しまして、今回の相手方に、落札率ですが、90.68ということで契約をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 説明は終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第163号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第163号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎報告第11号から報告第16号までについて（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程42、報告第11号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから日程47、報告第16号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認め、よって、報告第11号から報告第16号までの6件を一括議題とします。

順次報告を求めます。報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いいたします。

菫島商工観光部長。

○商工観光部長(菫島由実君) それでは、第三セクターの各社の経営状況の報告をさせていただきます。

報告第11号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

なお、決算報告書と実績報告書をおつけしておりますが、後からお配りをしました平成21年度における第三セクター経営状況の報告という用紙を参考でござんいただきたいと思っております。決算の報告が非常に多岐にわたっておりますので、概要を申し上げ、特にこの経営状況報告の一覧表によりまして御説明をさせていただきます。午後に配らせていただきました、この一覧表を参考でござんいただきたいと思っております。

郡上八幡産業振興公社でございますが、旧八幡町役場を保存・活用するというような計画の中で、旧庁舎、あるいは八幡城、博覧館、城下町プラザ、そして最近、サイクリングターミナルたかお等の施設を行政から離れた立場で管理運営するというような意味合いから、平成11年7月に設立された財団法人でございます。

ござんのように、基本財産、運用財産、合わせまして2,570万円、うち市の出資金が2,000万円でございます、その出資比率は77.8%でございます。

主な活動といたしましては、先ほども申しました観光施設、旧庁舎記念館、博覧館、郡上八幡城、城下町プラザ、サイクリングターミナルたかおの指定管理を受けて事業をやっております。また、そのほかに、独自にいろいろな観光振興事業、イベントや商品開発、あるいは郡上八幡の宣伝PR等も幅広く行っておるところでございます。

この21年度につきましては、新型インフルエンザの影響等もございまして、団体バスの立ち寄り等が非常に減少したところございました。ただし、自動車道の4車線化等のいろいろな追い風もございまして、入り込みの伸びた施設と伸び悩んだ施設とございました。旧庁舎記念館の場合は、前年度比109%の10万4,238人というような状況でございましたし、郡上八幡城の場合、前年対比113%、12万7,224人というような入り込みでございました。その他のプラザ、

博覧館、たかお等については、ちょっと前年を下回っておる状況でございました。

お手元の資料には決算報告書、実績報告書がついておりまして、非常に多岐にわたっておりますので、お手元の一覧表、ざっとした集計にさせていただきました。当期総収入と申しますのは、下に説明がございますが、売上高、営業外収益等の収入に属するものを集計いたしております。また、当期総支出としましては、売上原価、販売費及び一般管理費、特別損失、法人税等の支出に属するものを集計いたしております。

当期総収入としましては2億9,179万9,000円、当期総支出としては3億98万1,000円で、当期損益は918万2,000円のマイナスでございました。ただし、この当期総支出の3億98万1,000円には市への寄附金として1,062万円が支払われているところでございます。市としては、それを城基金に積み立てをしておるところでございます。そうしたところで、当期末残高が9,935万1,000円という結果でございました。

続きまして、報告第12号でございます。郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらも営業報告書、それから決算報告書がついておりますが、概況で説明をさせていただきます。

郡上大和総合開発は昭和63年に設立をされております。その資本金は3億435万円、そして市の株式保有が2億9,305万円ということで、比率は96.3%でございます。

この会社では、道の駅くつろぎ広場の運営、あるいは古今伝授の里フィールドミュージアムの中のレストラン等の施設の運営、それからやまと温泉の運営、ぎふ大和パーキングエリア内の売店等の運営等の指定管理を行っております。そうした受託管理を行いながら、その営業成果をもって、開発型インター大和インターの建設費負担金も償還を担っているところでございます。

なお、指定管理料につきましては、道の駅くつろぎ広場において652万4,000円が市から支払われておりますが、それ以外の施設についてはゼロ円でございます。

この21年度ですが、ETC割引の制度がいろいろ広まったこと、あるいは白鳥インターまでの4車線化の供用開始になったこと等、いろいろ順風がございまして、売上を伸ばしております。決算の方で申しますと、当期総収入が6億4,234万2,000円、当期総支出が6億4,041万3,000円、この支出の中に日本高速道路保有債務返済機構への返済が2,133万6,000円、そして郡上市への返済が178万5,000円含まれております。そうした上で当期損益が192万9,000円の黒字でございました。当期末残高としましては2億8,369万8,000円でございます。

次に、報告第13号でございます。株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらでも会社の方から営業報告書、そして決算の報告書がついております。また概況を申し上げます。

この会社は、白鳥町石徹白の地で平成8年に設立をされております。資本金は2,005万円、市の株式保有が1,005万円ということで、比率は50.1%でございます。

石徹白の地の地域交流促進といった意味合いを込めまして、宿泊施設のカルヴィライとしろ、それから石徹白ふるさと館、石徹白ふるさとの森、この三つの施設の指定管理を受けております。この21年度は指定管理料として、ふるさとの森が74万4,000円、市から支払われております。

こちらでもやはりインフルエンザの影響等によって、宿泊者については減になっておりますが、ただし、内部の経営努力で、地元食材をいろいろと工夫して利用するなど、経営努力によりまして黒字経営の決算をいたしております。この21年度ですが、当期総収入が2,673万6,000円、当期総支出が2,559万7,000円ということで、当期損益が113万9,000円の黒字でございます。当期末残高としましては1,662万1,000円でございます。

次に、報告第14号でございます。報告第14号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらでも会社の方から営業報告書、そして決算書が出ております。概況で申し上げます。

この会社は、白鳥町前谷地域で設立が平成4年7月でございます。資本金が1,000万円、市の保有株式が850万円、比率が85%でございます。

特に地域の自然活用の総合施設の宿泊施設として、通称ハートピア四季、こちらの指定管理をしておりますし、そのほかにバーベキュー部門の経営、あるいは阿弥陀ヶ滝の滝茶屋の売店等の営業等を行って、白鳥前谷地区の交流事業の促進と地域活性化に取り組んでいるところでございます。

この21年度につきましては、やはり春先の新型インフルエンザ等の影響で宿泊客が減少はしたところでございますが、スキー客については微増しております、1,843人の宿泊を受け入れております。ただし、なかなか経営としては難しゅうございます。ハートピア四季の施設の指定管理料はゼロ円でございます。

当期総収入が2,121万円、当期総支出が2,196万3,000円ということで、当期損益は75万3,000円の赤字でございます。当期末の資本資産残高は349万2,000円ということでございました。

次に、報告第15号でございます。株式会社イーグルの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社イーグルの経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらでも会社の方から業務報告書、そして決算報告書が提出されております。お目通しいただきたいと思っております。

この株式会社イーグルは、平成3年6月に設立をされております。開発型インター高鷲インターの建設費の負担金を捻出するとして趣旨の目的で設立をされた会社でございます。

資本金が8,150万円、市の株式保有が4,155万円、比率が51%でございます。

会社の事業としましては、スノーパークのスキー場の駐車場を運営して、その利益によって償還の原資を生み出すというようなことでございましたが、実際にはスキー場経営と一体的に運営した方が効果的であるということから、スノーパーク側へ経営を委託移譲しまして、毎年のNTT資金の返済分を負担願っているところでございます。

なお、この会社は、税法上の業務としましては、インター建設が国と道路公団という位置づけによりまして、資金返済の取り次ぎと集金業務を行っているという関係から、償還については勘定元帳には記載をされますが、仮受け、仮払いで相殺をしているというようなことから、貸借対照表にはこうしたお金の出し入れの動きは出てまいりません。したがって、損益計算書の方で事務費等の一般管理費の費用のみが上がってきております。

この21年度につきましては、当期総収入が29万3,000円、当期総支出は28万5,000円で8,000円の黒字でございます。当期末残高としましては5,311万2,000円でございます。

なお、償還につきましては、21年度末現在の未償還の額は2億8,957万8,000円でございます。償還は平成30年度までで完結するというようになっております。

続きまして、報告第16号でございます。報告第16号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらでも会社の方から業務報告書、そして決算報告書が提出されておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

この会社は、東海北陸自動車道美並地内の瓢ヶ岳パーキングエリアの売店その他の施設の管理運営を行っているということでございまして、平成11年7月の設立でございます。

資本金が7,000万円、市の保有株式が3,775万円ということで、市の出資比率は53.9%ござ

います。

この21年度ですが、E T C料金の割引制度が導入され、その効果が大きく上がり、また、白鳥インターまでの4車線化の供用が開始されたというようなことで、それまではこのパーキングエリアの前も大きな渋滞が日常的にあったわけですが、それが一気に解消されまして、お客様の立ち寄り、あるいは店舗の回転率が飛躍的に向上したということでございます。そうしたことから、売上の方も前年対比117.5%というような好調な営業でございました。

当期の総収入は1億4,378万6,000円、総支出が1億3,279万8,000円、当期損益は1,098万7,000円の黒字でございます。なお、この総支出の中には、営業が非常に好調だったために、5%の株主配当をいたしております。合わせて280万円の配当がこの総支出の中に含まれております。郡上市へも188万7,500円が入金されているところでございます。そうしたことから、当期末残高は9,599万5,000円の残高ということでございます。

以上、非常に概要で失礼ですが、報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で報告がありました。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、以上で報告第11号から報告第16号までの報告を終わります。

---

#### ◎報告第17号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程48、報告第17号 平成21年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、報告第17号につきまして御報告をします。

平成21年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告します。平成22年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

一つ目の健全化判断比率でございます。①の実質赤字比率でございますが、実質収支比率が黒字のためにパーということになってございます。赤字ではございません。早期健全化基準は12.52でございます。それから②の連結実質赤字比率、これも同様に実質収支が黒字のためにパーということで、該当はございません。健全化基準は17.52でございます。③の実質公債費

比率でございます。こちらの方は、標準財政規模に占めます公債費の割合を指すものでして、21年度21.7%でございます。健全化基準は25%ですので下回っておりまして、昨年20年度は21.8ということでございましたので、0.1改善されたということでございます。それから④の将来負担比率でございます。こちらは将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を指しておりまして、21年度156.9%、健全化基準が350%ですので、下回っておるということですし、昨年度が174.7と出てございましたので、17.8ポイント改善をされてございます。

米印で、上記の比率は、財政の健全化に関する法律第2条第1項の規定により、一般会計、青少年育英奨学資金貸付特別会計及び鉄道経営対策事業基金特別会計を合算して得たものであるとしてございますので、お願いをいたします。

それから、2の資金不足比率でございます。ここでは水道事業会計から以下宅地開発特別会計まで書いてございますが、いずれにつきましても資金不足を来してございませんので、バーということで、健全化の基準は20.0ということでございます。

以上、報告にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 以上、報告がありました。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、以上で報告第17号の報告を終わります。

---

#### ◎議報告第13号について

○議長（池田喜八郎君） 日程49、議報告第13号 諸般の報告について。

議員派遣報告を別紙の写しのとおり提出しましたので、お目通しをいただき、報告にかえさせていただきます。

---

#### ◎議報告第14号について

○議長（池田喜八郎君） 日程50、議報告第14号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

9月2日までに受理しました陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりであります。所管の常任委員会に付託しましたので、報告といたします。

---

#### ◎散会の宣告



○議長（池田喜八郎君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。  
長時間にわたり慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。  
本日はこれにて散会をいたします。どうも御苦労さんでございました。

（午後 3時47分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田 喜八郎

郡上市議会議員 山田 忠平

郡上市議会議員 村瀬 弥治郎

# 議 案 付 託 表

平成22年第6回郡上市議会定例会（9月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総 務 委 員 会	第126号	郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について
	第127号	郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
	第128号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
	第129号	郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について
	第137号	平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
	第138号	平成21年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	第141号	平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
	第143号	平成21年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	第144号	平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	第145号	平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	第146号	平成21年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	第147号	平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	第148号	平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	第149号	平成21年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	第150号	平成21年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第151号	平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について	
第162号	過疎地域自立促進計画の策定について	
産 業 建 設 委 員 会	第133号	平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	第134号	平成21年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	第139号	平成21年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

委員会	議案番号	件名
産業建設 常任 委員会	第152号	平成21年度郡上市水道事業会計決算認定について
文教民生 常任 委員会	第128号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
	第129号	郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について
	第131号	平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	第132号	平成21年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	第135号	平成21年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	第136号	平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	第140号	平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
	第142号	平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	第153号	平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定について
決算認定 特別 委員会	第130号	平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
過疎・辺地 総合対策 特別 委員会	第162号	過疎地域自立促進計画の策定について